

舊中國における『女工哀史』

小 野 和 子

かつて細井和喜藏の名著『女工哀史』が世におくられたのは、一九二五年七月（大正十四年）のことであった。十三歳で機屋の小僧になっていられた十五年間、紡績工場の下級の職工としてはたらいてきたかれは、苛酷な工場労働のなかで身も心もすりへらされていく女工たちの「哀しみ」を自からの「哀しみ」として痛切に感じとっていた。そこで「虐げられ蔑しまれながらも日々愛の衣を織りなして人類をあたたく育くんている日本三百萬の女工の生活記録」（本書自序）を、日本資本主義にたいするはげしい抗議のいみをこめて書上げたのである。

本稿がそのテーマを「舊中國における『女工哀史』」としたのは、もちろんこの名著を意識してのことであるが、それには日中兩國の『女工哀史』がその哀史たる所以において共通のものだったという以上のものがあつたからである。

すなわち細井和喜藏は十五年の職工生活のうち何年間かを内外綿株式會社の第二工場（兵庫）で過ごし、⁽¹⁾その工場における見聞をも、この書物の一資料としたのであるが、この内外綿株式會社こそは、第三工場以下第十五工場までをすべて中國に設けた、日本の在華紡中、最大級の企業であつた。このほか細井がこの書物のなかでとりあげた鐘紡、富士紡、大日本紡などの各紡績會社もそれぞれ、第一次世界大戦の終ごろから中國に進出していて、これら日本の在華紡は、一九二五年には、中國における全紡績數のじつに三八%を占めるまでに發展していたのである。

われわれは『女工哀史』を讀むとき、中國におけるそれとのあまりの共通性におどろかせられるのであるが、それはこれら

の企業がそれぞれに日本における勞務管理の方式を中國にもちこんだためであった。つまり日中兩國の女工たちは『女工哀史』とおなじ資本家の搾取と勞務管理のもとにおかれていたということであつて、そのいみで細井和喜藏の『女工哀史』は兩國の女工たちが共有した哀史にはかならなかつたのである。

むろん、帝國主義國家と植民地國家における女工の狀況をたんに共通性の面でのみとらえるのは皮相にすぎるのであろう。中國の女工のおかれた狀況はやがてのべるように日本の女工のおかれた狀況にくらべてはるかに悲惨であり、半封建半植民地の勞働者としての性格を、男工よりもいっそう強烈に刻印されていた。そしてそれゆえにこそ、かの女たちはその狀況にとどまっていたわけにはゆかなかつた。細井のこの書物が出版された一九二五年七月は、あたかも内外綿株式會社の勞働者虐殺にはじまる五・三〇の反帝國主義運動のあらしが吹きあれてきたときであつた。『女工哀史』はまさに書きかえられようとしていたのである。

本稿は、半植民地中國における『女工哀史』の實態⁽²⁾を具體的にあきらかにするとともに、女工たちがやがてその歴史を書きかえようとする、さいしよの大きな運動として、一九二二年度の女工の二大ストライキを敘述し、中國近代の女性史の大きな部分を占めるべき婦人勞働者の問題について研究の緒を求めようとするものである。

注

(1) 細井和喜藏が内外綿の西宮工場にいたのがいつであつたかは明確ではないが、『女工哀史』(岩波文庫版九七ページ)によれば、かれの在職中に内外綿の創立三十周年記念が行なわれたという。内外綿の創立は明治二十年(一八八七)であるから、一九一七年前後、すなわち内外綿が盛に中國に新工場を建設していた時期に在職してい

たことは疑いない。

(2) 女工の實態については、資料的な制約から多く一九三〇年代のものを用いた。『女工哀史』についての中國の女工のがわからずる回憶は、一九五〇年代の終りから一九六〇年代に入って出されたものが多く、これらの證言は女工たちの年齢からして一九三〇年代に入つてからのものが多かつたからである。

一 中國における製糸、紡績業の發展

さて女子労働者が壓倒的多数を占めたのはなんとといっても製糸と紡績であつて、製糸のばあいは九〇〜九九%、紡績のばあいは五〇%前後を女子労働者が占めている。したがつて近代的な機械制工業のもとにおける女子労働者の大量の誕生は、製糸と紡績にはじまるといってもよいであらう。

まず製糸についていうならば、中國において機械製糸がはじまるのは、上海の周邊部と廣東の珠江デルタを中心としてである。

ロバート・ハートの海關特別報告（一八八〇）によれば、一八六二年、上海に一〇〇釜の製糸工場ができたのが、中國における機械製糸のはじまりであるが、この工場は四年のち一八六六年には閉鎖の止むなきにいたつた。この年、こんどはわずかに一〇釜の工場ができたが、これも數ヶ月で閉鎖の止むなきにいたつている。これらの工場については残念ながら、設立者も工場名もあきらかではない。

こうしてわれわれがさいしよに確認できるのは、一八七八年おなじく上海に設立された寶昌糸廠である。この工場は、わが國上州富岡製糸に技師長として招聘せられたフランス人技師ポール・ブルウナが、フランス人の製糸工女とともに、歸途上海に立寄つて設立したものであつた。^①富岡製糸の工女和田英の書いた『富岡日記』は、明治初年、わが國の資本制生産開幕の時期における製糸工女の記録としてあまりに有名であるが、中國の製糸工女は和田英たちとおなじフランス人師匠についておなじ技術を學び、近代的な労働者として出發したのである。^②

製糸のばあいには、機械制生産とはいつてもその機械はきわめて單純なものであり、資本もそれほど必要とはしない。このため、民族資本の工場がつきつきに生まれた。一八九七年（明治三〇年）、農商務技師松永伍作の調査によれば、^③上海を中心

表1 上海附近製糸工場數および釜數

年 度	工場數	釜 數
1900	18	5,920
1905	22	7,610
1910	36	11,858
1913	49	13,392
1919	65	18,306
1925	75	18,298

東亜研究所『支那蠶絲業研究』
P. 129~133によって作成

表2 廣東附近製糸工場數及び釜數

年 度	工場數	釜 數
1907	175	?
1910	109	42,100
1918	147	72,200
1922	180	90,064
1926	202	95,215

東亜研究所『支那蠶絲業研究』
p. 152によって作成
(ただし1907年は『清國事情』
p. 771による)

に製糸工場は三六、釜數は九九三八釜で、推定一八二七〇人の労働者がはたらいていたという。これらの製糸工場は、恐慌や生糸の國際相場の不安定もあって、企業の浮沈がはげしく、けつして順調な發展を遂げたわけではなかったが、ほぼ五年毎の工場數と釜數を統計してみるならば、(表二)のごとくになる。

労働者數は『第八次農商統計表』によれば、一九一九年、江蘇省全體で五七、五〇二人、うち、九三%の五三、七七一人が女工である。五・四運動から五・三〇運動の時期にかけては、上海を中心に五〇六萬の製糸女工が存在したと考えてよいであろう。

一方、廣東の機械製糸は、一八七二年、陳啓沅が安南からかえってフランス式製糸機械を導入したのがさいしよであって、年度別工場數と釜數は(表二)のごとくである。

労働者數は、一九〇七年度が、わが國の調査報告によつて六〇七萬、一九二二―一九一七年が『第一次―第六次農商統計表』によつて四萬前後とわかる。五・三〇運動前後には一〇萬近い女工がいたと考えてよいであろう。

これにたいして紡績のばあいは、機械も大がかりであり、資本も多額に必要としたため、官辦もしくは官督商辦というかたちで發足した。中國さいしよの紡績工場は、一八九〇年に運轉を開始した上海機器織布局であるが、これは十二年もの難産のすえ、官督商辦というかたちでようやく運轉にこぎつけたものである(紡錘數三五〇〇〇、織機臺數五三〇〇)。この工場では、紡績部門、織布部門ともに女工がはたらいていた。その多くは上海周邊二、三百里からやつてきたものであるというが、女工數はあきらかでない。

つづいて一八九〇年、官辦の湖北織布局が武昌に設立された(紡錘數三〇四四〇、織機一〇〇〇)。この工場の設立に當つ

たのは、湖廣總督張之洞であつたが、かれは、女工をつかうことは、儒教の道德に反するということ、女工をつかわなかつたという。『益聞錄』光緒十九年正月二十三日號は、

鄂省織布局は女工を用いずして男工を用う。固より防微杜漸に屬す。風化に於いて大いに裨益あり。蓋し女子、門を出でざるは固より古人の明訓なり。……

と傳へ、布萊克本商會訪華團の報告は⁽¹⁰⁾

この紡績工場は、上海の中國人經營の紡績工場とよく似ているが、ただ女工を雇備しなかつた。なぜなら總督は「女が工場で勞働することは」道德と孔子の教義に反すると考えたからである。

と傳えている。周知のように張之洞は、洋務官僚として中體西用論の立場をとつていた。西洋の近代的技術(用)はとり入れるけれども、道德(體)はあくまで中國古來の儒教道德をもつてしようとしたのである。かれは男女の別を説き、女は内をつかさどるものと考へていた。そのかれにとって工場では女をつかうべきでないというのは、至極當然の論理の歸結であつたかも知れない。

だが、織布局に四年おくれで設立された繅絲局⁽¹¹⁾ではどうやらさいしよから女工をつかつたらしい。上海から女工を招き、女工の養成に當らせているからである。製糸のばあいは男工を以て代替しがたく、かつ女工のみの作業であつて「風化を損う」おそれなしとせられたのか、その間の事情はあきらかではない。のちに張之洞は「不纏足會章程敍」を書き、てん足に反對する理由として紡績・製糸女工の勞働にてん足が適當でないことをのべているのも、國家富強という點からいへば、かれが女子の勞働に必らずしも反對してばかりおられなかつたことを示すものである⁽¹²⁾。

ともあれ、近代的機械工業の成立にとつては有效なる勞働力が必要なのであつて、男女の別||性の差異は問う所ではなかつた。資本の論理は、男であろうと女であろうと、人間をひとしなみに勞働力として把握することを必要としたのであつて、男女の別より以上に女性の敏捷でしなやかな手先と低賃金の勞働を必要としたからである。

表3 紡績工場國別紡錘數織機臺數

年次	中 國		日 本		イギリス		合 計	
	紡 錘	織 機	紡 錘	織 機	紡 錘	織 機	紡 錘	織 機
1890	35,000	530					35,000	530
1895	174,564	1,800					174,564	1,800
1900	342,762	2,016			80,548		493,310	2,016
1905	361,628	2,016	23,912		80,548		546,088	2,016
1910	503,488	2,316	55,296		80,548		719,332	2,316
1913	499,232	2,016	111,936	886	138,036	800	838,192	3,702
1919	658,748	2,650	332,922	1,486	244,088	2,353	1,235,758	6,489
1925	1,866,232	11,121	1,268,176	7,205	205,320	2,348	3,339,728	20,674
1931	2,453,304	17,629	1,715,792	15,983	170,610	2,691	4,339,706	36,303
1936	2,746,392	25,503	2,135,068	28,915	221,336	4,021	5,102,796	58,439

嚴中平『中國棉紡織史稿』p. 368による。

こうして、下關係約いご、とみに増加した紡績工場の數とともに女工數も増加の一途をたどった。一八九八年（明治三十一年）、『大日本綿糸紡績同業聯合報告』によれば、當時すでに上海で紡績關係九工場の婦人労働者は九、二〇〇、労働者總數一三、一〇〇人のうち七〇%を占めるにいたっていたといふ。

紡績業の發展を、紡錘および織機臺數についてみるならば、〈表三〉のごとくになる。第一次世界大戰の勃發（一九一四）から五・四運動（一九一九）、五・三〇運動（一九二五）にかけて、紡錘數の伸びはいちぢるしいものがあるが、これは第一次世界大戰中、ヨーロッパ諸國がアジアをかえりみる暇のなかつたすきについて民族資本の企業が勃興したためであり、その背景には、二十一ヶ條問題に端を發する民衆の排日感情のもり上りと日貨排斥運動の展開があつた。

ややおくれて、日本の在華紡の進出にもいちぢるしいものがあるが、これは(1) 中國の關稅の實質五パーセント確定、(2) 一九一六年、日本の工場法改正によつて國內では女工の深夜業廢止が法の上でできたこと、(3) 二〇年（大正九）來の恐慌によつて内地では操業短縮をおこなわざるを得なかつたことに原因がある。日本①の工場法が改正されて、日本の女工が一定の保護を受けるようになると、その深夜労働はそっくりそのまま中國の女工たちに轉嫁されるしくみになつていたこ

とに注意する必要がある。

さてこの紡錘數を、各國別にみると、〈表四〉のような比率になり、中國資本の紡錘數は大體半數をやや上まわる。紡績労働者數は、一九二七年、華商紗商聯合會の調査（『第一次労働年鑑』一七六ページ）によれば二三四、五四〇人、うち五九%

表5 中國の工場労働者と紡績労働者數 (單位千人)

労働者別 年度	總工場労働者數	纖維労働者數	綿紡織労働者數			紡織労働者合計
			綿紡績	綿織布	その他	
1912	661.8	228.5	18.0	?	?	
1913	630.9	249.2	19.0	?	?	
1914	624.5	288.3	34.4	?	?	
1915	619.7	295.0	43.0	78.3	10.3	131.6
1916	565.3	276.4	36.5	66.7	11.7	114.9
1917	555.6	293.4	43.0	60.8	17.3	121.1
1918	523.0	270.0	43.8	73.7	9.6	127.1
1919	410.3	241.1	39.8	51.1	6.5	97.4
1920	323.0	211.8	51.3	51.0	6.1	108.4
1930	1204.3	566.3	206.5	109.8	11.5	327.8

方顯廷『中國之棉紡織業』p. 130, 131

表4 紡績數國別比率
%(端數四捨五入)

國別 年次	中國	日本	イギリス
	1890	100	
1895	100		
1900	69		16
1905	66	4	15
1910	70	8	11
1913	60	13	16
1919	53	27	20
1925	56	38	6
1931	57	40	4
1936	54	42	4

表三より作成
1900年~1913年はドイツ、アメリカなどの工場が加わる。

表6 男工女工童工の比率
%(1930)

職工別 地域	男工	女工	童工
	上海	21.4	72.9
武漢	53.0	42.4	4.6
青島	93.6	6.4	

方顯廷前掲書 p. 176

が自國の企業にはたらく、四一%が帝國主義の企業にはたらいいた。つぎに工場労働者數と紡績労働者數の増加を、年次別にみると(表五)のごとくになる(ただしこれは年次によってはかなりの省の報告を缺落させているためきわめて不完全である)。このうち婦人労働者がどのくらいの割合で存在したかはむろん年代と地域によっていちぢるしく異なる。とりわけ地域差はいちぢるしく、今、方顯廷によつて一九三〇年の紡績労働者のそれを見るならば(表六)のごとくである。

このように上海では女工七二・九%にたいし、青島ではわずかに六・四%と、その比率にはいちぢるしい開きがある。この相違は一般にてん足の有無によるものとされるが、てん足自體は上海のばあいもあったわけで、てん足に象徴される婦人の戶外労働への参加のしかたのちがいにその原因があったとみるべきであろう。つまり、華中、華南の稻作地帯においてはその集約度の高さのゆえに、女子労働を必要としたのに對し、華北の畑作地帯では、必ずしも女子の労働を必要とはしなかった。このため女子のてん足は一般的であり、農業労働への参加もきわめて稀であつて「女は三臺(井戸、臼、かまど)をはなれない」とする意識がつよかつた。そのことが女子の工場進出をはばむ制約力としてはたらいいたのである。

一方、雇傭者側からすれば、女子労働者を雇傭せねば

表7 製造工場業種別労働者數 (1919)

業種	男工	女工	計	女工の比率
纖維關係工場	92,252	14,8977	241,229	62%
機械器具工場	17,534	353	17,887	2%
化學工場	56,142	9,996	66,138	15%
食物工場	36,310	20,763	57,073	36%
雜工場	23,513	3,493	27,006	13%
特別工場	939	7	946	0.7%
計	226,690	183,589	410,279	45%

『第八次農商統計表』によって作成。

ならぬ理由は必ずしも存在しなかった。なぜなら、半封建・半植民地中國では労働力はつねに過剰であり、しかも男・女労働者の賃金格差はきわめて小さかったからである。てん足という肉體的なハンディ・キャップを背負った上、社會生活の経験がなく、工場労働への適應が困難な女子に比べるならば、低賃金で能率性においてまさる男子労働者を雇傭する方が有利であった。¹⁵⁾ 女工をもって男工に代替せしめることが日程にのぼったのは、のちにのべるように五・四運動から五・三〇運動にかけての反帝國主義運動の高揚のなかで、資本家側が資本により従順なる女工をもとめはじめたことであつた。

さて、女工がもつとも多かつたのは、製糸と紡績であつたが、このほかにもマッチ工場や煙草工場のように女工が大半を占める職場がある。『第八次農商統計表』によつて一九一九年度の製造工場にはたらく労働者の業種別労働者數を示すならば、〈表七〉のごとくになる。たゞし、この數字は十二省と一特別區の數字を缺いたきわめて不完全なものであるが、製造工業における婦人労働者の比率はこれによつてほぼ察することができるであろう。すなわち化學工場には、マッチ、石鹼、化粧品をふくみ、これらの業種ではいづれも女工が男工にほぼ匹敵し、マッチでは四三%、石けんでは四四%、化粧品では六五%を占める。飲食物工場には、煙草、製茶がふくまれ、女工は煙草では四五%、製茶では七三%を占める。雜には印刷刻字工場がふくまれ、ここでは女工が八%を占める。

これらをふくめて、劉立凱、王眞兩氏¹⁶⁾は、鐵道労働者二〇萬、工場労働者一一一萬、礦山労働者八七萬、海員労働者一五萬、帝國主義在華企業三九萬、運輸労働者三〇萬とし、五・四運動當時、約三〇〇萬の労働者が存在したと推定している。

注

(1) 蠶絲業同業組合中央會編『支那蠶絲業大觀』(昭和四年)二三三〜

(2) このばあい寶昌絲廠の職工が男工であつたか女工であつたかは記載

がないためあきらかでないが、ここでは女工と推定しておく。

- (3) 東亞研究所『支那蠶絲業研究』一二六ページ。
- (4) 廣東の機械製絲については、鈴木智夫「清末民初における民族資本の展開過程——廣東の生糸業について——」(『中國近代化の社會構造』参照。宣統『南海縣志』二二によれば陳啓沅は一八七二年南洋から廣東に歸り、練糸工場を創設した。工場名は繼隆昌といい、女工六、七百人をつかって製糸をおこなったという。
- (5) 外務省通商局編『清國事情』第二輯七七—七九ページ。
- (6) 嚴中平『中國棉紡織史稿』九八—一〇〇ページ。
- (7) 上海機器織布局の女工数は徐蔚南「上海織布局始末」(『上海研究資料續集』一九三七年所收)によれば「男工二千人のほか女工も存在していた」というだけで數字をあきらかにしていない。
- (8) 注(6)前掲書一〇七—一〇八ページ。
- (9) 孫毓棠『中國近代工業史資料』一下、一二三—一二四ページ。
- (10) 汪敬虞『中國近代工業史資料』二上、五七—五八ページ。
- (11) 光緒二十一年三月十二日付蔡錫勇、盛春頤の張之洞あて電報(抄本張之洞電稿、注(9)孫毓棠前掲書九五—九六ページ所收、以下おなじ)

二 農村の崩壊と女子勞働者の創出過程

さてこのような大量の女子勞働者はいったいどこからでてきたのか。上海の紡績を中心にして考察しよう。ここに宇高寧の調査がある。上海の一紡績工場(紡錘數三〇、〇〇〇)の勞働者の出身地をまとめたものである。これによれば、この工場では上海出身の女工は、女工全體のわずか一四・八%を占めるにすぎず、その他の大部分は上海以外の各地から來た勞働者であつて、當然のことながら上海にちかいかい江蘇省出身者が八八・八%を占めている。このうちとくに注目されるのは、揚州、鹽城などの江北出身者が多く、じつに全體の五九・五%を占めていることである。

は、女工を上海に送って技術を習得せしむべきだとする張之洞の指示に對してむしろ上海の女工を招くべきことを主張、三月十八日付電報はそれが認められたことを示している。また六月二十七日付張之洞の電報が女工の技術の進歩を問うたのに對し、六月二十八日付蔡錫勇、盛春頤の返電は「各女工、未だ甚しくは純熟せずと雖も、滬南の工頭の引導あれば、尙お順手たり、亦た規矩を守る」と述べていて、該局が當初から女工を用いたことを示している。

- (12) 『皇朝經世文新編』卷二六
- (13) 『大日本棉糸紡績同業聯合會報告』二八—三〇ページ、岡部利良注(論論文一五—一六ページより轉引)。
- (14) 中村隆英「五・三〇事件と在華紡」(『近代中國研究』第六輯)なお工場法の改正は一九一一年議會を通過、一九一六年九月一日より施行された。ただしじつさいに紡績における深夜業が廢止されたのは一九二九年であつた。
- (15) 岡部利良「支那女子紡績勞働者創出過程の特質」(『東亞經濟論叢』二二—二三)。
- (16) 劉立凱、王眞「一九一九至一九二七年的中國工人運動」七—八ページ。

表8 上海一紡績工場職工出身地統計表 (1924)

省別	性別		男		女		計	
	人員	%	人員	%	人員	%	人員	%
江北	揚鹽	19		85		104		
	州城その他	6		26		32		
	計	254		687		941		
	計	279	48.2	798	59.5	1,077	56.2	
江南	上海	33	5.7	198	14.8	231	12.0	
	南京	34		37		71		
	江陰	6		32		38		
	常州	19		27		46		
	無錫	12		26		38		
	蘇州その他	5		44		49		
	計	14		28		42		
	計	123	21.2	392	29.3	515	26.8	
安浙山河湖湖廣廣不	安徽	133	22.9	84	6.3	217	11.3	
	江蘇	13		9		22		
	浙江	16		13		29		
	山東	3				3		
	湖北	3		3		6		
	湖南	3		31		34		
	廣西	2		1		3		
	計	4		8		12		
	計	579	100	1,340	100	1,919	100	

宇高寧『支那労働問題』p.330

モ最劣位ニアル。市内ニオケル車夫、街上掃除人夫等ノ大部分ハ該地方出ノモノデアル」とすこぶる差別と偏見にみちた言葉でもってコンポ人についての説明を書きつづけている。

このように女工の多くは、江蘇省の農村、とりわけ江北の農村から、のちにのべる人身賣買のごとき手段でなかば強制的に連れ出されたのであった。したがって中國の『女工哀史』を語るについては、まずその背景にあった民國いごの農村崩壊の過程と、その農村の家庭から切り捨てられてゆく女子の一般的狀況について考察しておかねばならない。

農村の崩壊をもたらした第一の要因は、いうまでもなく帝國主義の侵略によって、中國が世界市場の一環にくみこまれたことである。これまでの自給自足の體制が破壊されて、農産物は商品にかかわるとともに、關稅特權に保護された外國商品がどつ

いまひとつ西川喜一の調査によつても、(1)上海本埠民二〇%、(2)近郷民三〇%、(3)他省五〇%であつて、(3)が主として江北、通州、崇明、安徽方面よりの出稼ぎ者であり、やはり江北人の多いことが指摘せられている。この江北人は、コンポ人ともよばれ、一種差別の對象となつていたらしく、西川は「江北人ハ上海語不通ナルタメ、職ヲ求ムルニ困難ナル關係上、移動性尠ク、辛棒強キモ、該地方人ハ特殊民ノ一種デ、性質遲鈍ナルノミナラズ、頗ル野卑ナルタメ、常ニ最下等ノ勞務ニ服シ、從ツテ賃金

と流れこんだ。土産の農産物の價格は低落し、農民の収入は減る一方であった。

それまで輸出の大宗を占めてきた生糸は、日本に押されて不振をつづけ、茶の輸出も一九一六年いらい減少の一途をたどった。貿易收支は慢性的な入超であった。

第二の要因は軍閥の支配である。帝國主義列強の支援をうけた軍閥は、その代理戦争ともいふべき軍閥戦争をくりかえした。戦争の期間は三、四ヶ月ですむこともあれば、三、四年におよぶこともあった。戦争の地域も數縣から時には數省におよぶ。田畑は荒らされ、家は焼かれて、その損失は一回の戦争で數億元に達した。また軍閥はその軍費をかせぐために紙幣と軍票を濫發してインフレーションを煽り、あるいはまたアヘンの栽培を農民にせまつて農地を荒廢させた。

第三の要因は、地方政府によつて課せられる苛捐雜税である。ややおくれるが三〇年代江蘇省の調査によると、ここでは田賦の附加税の名目は一〇〇種類以上におよび、その額は正税の倍どころか、二十五倍以上におよぶものさえあったという。そもそも田賦は土地所有者に課せられるものであるから、その附加税は當然小作人には及ばないはずであるが、實際は地主はこれら附加税をさまざまの形で小作農民に轉嫁した。双方折半、あるいは附加税部分は小作農民の負擔ときめているところさえあった。このほか、屠殺税、契税、牙税、鹽税などさまざまの名目の増税が農民を苦しめたし、豫徴とよばれる税金の先づら⁽³⁾いでは、四川の一部のように、民國二三年に民國六十年分まで徴收濟というところさえある始末であった。

第四の要因は地主支配である。地主の小作料收奪が、農民の再生産をはばむどれほど苛酷なものであったかは、いまさらのべるまでもないことで、ここではその收奪の一環をなした高利貸による搾取についてだけかんたんにふれておこう。

收穫のほぼ半ばを小作料として地主に奪われる農民は、とうていつぎの收穫期まで食糧をくいつなぐことはできず、地主もしくは商人から借金するか、食糧の貸付をうけて端境期をきりぬけるのがふつうであった。この貸付は近ごろのサラリーマン金融なみのおそるべき高利である。すなわち、一九三三〜三四年、實業部中央農業試験所の全國各省農民借款調査表によれば、各省の糧食貸付の利息は平均月利七・一%、⁽³⁾年利八五・二%（江蘇省のばあい月利七・六%、⁽⁴⁾年利九一%）、金錢貸付の利息は、

月利二〜三%がもっとも多く全體の三六%（江蘇省のばあい四八%）、ついで三〜四%が全體の三〇%（江蘇省のばあい二五%）である。しかもこのような貸付をうけていた農家は、食糧貸付のばあい總農家數の四八%（江蘇省のばあい五〇%）、金錢貸付のばあい五六%（江蘇省のばあい六二%）という多數にたつていた。これを江北についてみるならば、一九三二年一月十二日付の『天津大公報』⁽⁵⁾はつぎのようにつたえている。

江蘇の江北の中下戸の農民は、一年の收穫で一年の食糧をもちこたえることができず、……貸付によつて生活を維持するのだが、その利率は軽いものでも月利五%、重いものでは一〇%にたつする。農民は生計の必要に迫られて利息が高いと知りながら、いたみに耐えて自分で自分の足を食うようなこともやらねばならない。利息が高いうえ借りるのも容易ではなく債権者はよほどしっかりした仲介人と保證があるのでなければかんたんには貸付けない。しかも借用證をつくる時にはけつして毎月利息若干とは書かず、たんに大洋若干と書き、仲介者をつうじて返済のさいは期限にもとづいて算出した利息を元金の中くりこむことを申しわたすのである。……このようなやり方は債権者の深謀遠慮に出るものだ。かれらはこんなに高い利息が國の規定する年利二〇%に合わないことを熟知してこんなやり方をとつたもので、かりに不幸にして法律に訴えられたばあいでも、かれらは大丈夫だというわけである。……もつときびしいものに……「放小麥賬」というものがある。冬春の時期に銅元一〇〇枚を貸付小麥の收穫のときに一斗を返済させるのである。江北の小麥の相場は一元前後、一元は銅元三〇〇枚に兌換できるから銅元一〇〇枚で最長七ヶ月として、利息が二倍ということになり、その利率はほぼ月利二〇%にあたる。

このように、たちまちのうちに利息が元金を上まわる高利の金が農民の首を絞め、農民をいやおうなく轉落の淵に追いこむ。高利貸の普及こそは、農村崩壞の程度を示すひとつのメルクマールであったといわなければならない。

さてこんな諸要因がはたらくなかで、農民ははたらいともはたらいとも收支相償わず、地主に土地を奪われていった。自作農から半自作農へ、半自作農から小作農へと農民の轉落傾向は（表九）の示すとおりである。かれらは結局、さらに轉落して

表9 自作農の減少と小作農の増加の比率(%)

地域 時期	崑山			南通			宿縣		
	自作農	半自作農	小作農	自作農	半自作農	小作農	自作農	半自作農	小作農
1905	26.0	16.6	57.4	20.2	22.9	56.9	59.5	22.6	17.9
1914	11.7	16.6	71.7	15.8	22.7	61.5	42.5	30.6	36.9
1924	8.3	14.1	77.6	13.0	22.6	64.4	44.0	30.5	25.5

田中忠夫『國民革命與中國農村』p.13

表10 年齢別性比例

資料 年齢	7省2640	武漢625	無錫332	青河鎮37	定縣515
	農家(1)	勞働者家(2)	勞働者家(3)	1家庭(4)	農家(5)
人口	14,952	3,621	2,239	18,117	3,571
0~4	106.0	120.0	119.5	142.3	84.9
5~9	143.0	113.6	139.0	142.1	111.1
10~14	119.5	114.5	104.0	119.0	126.1
15~19	117.1	133.2	97.0	124.0	135.5
20~24	93.8	146.1	93.8	111.9	124.0
25~29	90.1	140.0	88.7	140.0	108.2
30~34	102.5	133.0	104.5	118.0	125.1
35~39	97.7	101.5	98.0	100.0	114.6
40~44	114.1	93.1	119.0	106.0	101.9
45~49	90.0	105.0	115.0	100.0	101.0
50~54	124.2	67.2	107.2	71.1	88.1
55~59	73.8	71.0	55.6	68.4	98.4
60~64	86.8	54.6	77.0	72.5	104.0
65~69	59.8	75.0	33.3	92.3	66.6
70~74	60.7	22.2	63.7	83.3	77.8
75~79	51.9	63.7	33.3	40.0	114.1
80	43.8	0.0	16.7	33.3	33.3
總平均	105.7	112.2	100.1	111.5	105.7

國立北京大學附設農村經濟研究所『中國人口論』p.47

雇農となるか、村をはなれて都市に流れてゆくほかに生きる道はなかった。農民の離村は日を逐ってふえ、膨大な産業豫備軍を形成したのだが、かれらを受け入れるべき近代工業の發展はまだ不十分であった。その多くは乞食になるか、山へのぼ

って「匪賊」にでもなるほかに途はなかったのである。

農民の離村率は、長江流域よりも黄河流域においてよりいっそう高い率を示したが、このような農村の崩壊過程は、生産力のより低い地域においていっそう深刻であった。江蘇省について試してみても同様の状況があつて、農村崩壊の過程は、生産力の高い江南においてよりも、生産力のより低い江北(7)においていっそう深刻だったのである。

このような農村崩壊のなかで、農民の家族たちは離散においてこまれてゆくのだが、そのばあいさいしよに切り捨てられるのが女兒であつた。

まず女兒の間引きと女兒の死亡がある。そもそも中國では出生時から女兒の数が少く、性比例が高いとせられた。性比例というのは、女兒百人にたいする男兒の數である。年齢別性比例は〈表十〉のようである。

そもそも人間の受胎時における性の比率は男一一〇にたいし女一

〇〇すなわち性比例一一〇であり、出生時におけるそれは男一〇五にたいし女一〇〇すなわち性比例一〇五であるが、受胎ごもしくは出生ごにおいて男児の死亡率が高いために成年時にはそれがほぼ平均にたつるとされている。ところがこの統計によれば中國では〇歳から四歳までの性比例が高いばかりでなく、調査1と調査3では五歳〜九歳においてそれが一段と高まっている點においてきわめて特徴的である。これについてはさまざまな要因が考えられようが、出生の時點で女児が間引かれること、成長の過程で女児の死亡率が、男児のそれに比べてかえって高いことに原因があると思われる。たとえば費孝通の開弦弓（太湖南の一農村）の調査によれば、ここでは間引の習慣がやはり女児のばあいによく、その結果として〇歳〜五歳の年齢分布における女児の割合が異常に低かった。すなわち男児一三五人に對し女児一〇〇人であり、子供のなかに一六歳以下の女児がいるのは全戸數三六〇戸のうち三七%の一三一戸、一人以上の女児がいるのはわずかに一四戸にすぎなかったという。このような間引きの習慣のうえに女児にたいする性差別が女児の死亡率を高めていた。饑饉の年にまっさきに食事を減らされるのは女児であり、兒童にたいする衛生觀念の低さも、差別された女児にいつそう苛酷に作用したことが想像されるのである。もちろん調査のばあいにしばしば女児が戸籍から脱漏することがあり、この性比例が必ずしも實際の性比例を反映したものでなかったことは十分に考えられることだが、しかしそのばあいでも女を子として戸籍の對象と考えぬ農村における男女の性差別にその原因があつたことはおなじである。

このように女児にとっては生まれ落ちること自體が受難のはじまりであつたのだが、かりにこの第一の關門を無事に突破したとしてもかの女たちを待っていたのはけつして人としての生活ではなかつた。七、八歳にもなればかの女たちはあたかも“物”であるかのように自由に自由で賣買される。地主の妾や女中であることもあれば、まずしい家の童養媳であることもある。農家史『賣られた人間の新生（被賣過的人的新生）』⁽¹⁰⁾は、あたかもこの時代に典賣された女たちの解放のよろこびを綴つた七篇の手記をおさめているが、このなかには女中に賣られ、さらには童養媳に賣られ、二度三度と典賣を経験したものも少くない。女児の典賣と童養媳としての人身賣買は、農村崩壞のなかで確實に増加していった。たとえばさきの開弦弓の調査によれ

ば、ここでは二・七戸に一人の割合で童養媳がいる。これを既婚婦人についてみれば四三九人のうち童養媳だったものは七四人、一七％であったが、未婚の婦人についてみれば二四〇人のうち九五五人、三九％の多数を占めるといふ。傳統的な婚姻制度が支持され童養媳が輕蔑されるなかでなおかつこのように童養媳が増加しつつあるのはあきらかに農村の不況の反映がいのないものでもないと言費孝通は指摘している。

さらに妻の質入や賃貸がある。統計などの具體的な資料はあるはずもないが、柔石の小説『奴隸になった母親』(一九三〇)は夫の手によって三百元の契約で地主に質入れされた租妻をあつかつたものである。一年前女兒を生んで間引かれるのをその目でみたこの母親は、乳離れしたばかりの息子春寶をのこして地主の子を生むために夫のもとを去る。そして無事に地主の息子秋寶を生み、三年ごころはその秋寶とのわかれがたいかなしみに瘦せさらばえて夫と春寶のもとに歸ってくるのである。父親がだれであるにせよ、血をわけたわが子とひきさかれる母のいたみが胸にせまる小説である。

このように農家經濟の破綻は農民の家族を崩壊させたばかりでなく、その家族の最底邊にあつた女たちの上に最大の犠牲を強いた。かの女たちはあたかも「物」であるかのように人から人へと賣りわたされていったのだが、そこへ登場したのがあらたな人買い―包身工の親方||包工老板たちであつた。

包工老板の包はいうまでもなく請負いのいみである。かれらは帝國主義企業¹³の代理人として農村で女工を募集するとともに上海に連れかえつてその生活を管理し中間搾取をおこなう。この對象が包身工である。『包身工の血涙のかたき(包身工的血泪仇)』(一九六六 上海人民出版社)は江北出身の三人の包身工の回憶を整理したものが、そのひとり錢小妹は包工老板がやつてきたときの思ひ出をつぎのように語っている。

このころ上海で包身工の親方をやっている村の人が村にかえってきました。……長年のあいだに商賣^がずれして周蛤^が蟆(親方のあだな)は人をたぶらかすうそもすつかり板についていました。……まもなくかれは私の家にもやつて來ました。かれはわたしの家がくらしに困っているのを知っているから同郷のよしみで援助して私を上海の紡績工場へつれてゆこうと

兩親に言いました。かれの話によれば上海にゆけば萬事がすばらしく、呉淞にゆけば極樂だ。住むのは洋館だし、食べるのは大米だし、着るのは柄物の服だし、何でもそろっていて、三年たてば三石の米がもらえるということでした。……(同書二ページ)

かの女の家は江蘇・泰縣郁元村、三畝半の土地をもち、九畝の土地を小作する貧農であった。だが借金が重なってその土地も取上げられ、それでも十石の小作料がまだ借金としてのこっていた。おなじ年、地主の母親が死んで、小作している土地が墓地にあてられることになったが、そうなると思掘りから管理まですべてが小作人の肩にかかってきた。しかも「墳坑」と稱して棺を葬るまで、小作人は墓穴のなかに身を横たえて待たねばならぬ。父親はひるまは墓を堀り、夜はかの女を身代りに「墳坑」させて野良しごとをつづけなければならなかった。その上この年には地主の妻までが死んで、小作していた麥畑がふみあらされた。一家はスープすらもすすれないほどなのに、地主の取立てはきびしく、一家は「鍋で煎られる(滾油鍋)」思いの日々であった。周蛤蟻があらわれたのはあたかもこんなときである。かの女は三石の米と「柄物の服」にあこがれて上海にゆくことを承諾する。

ほかの二人のばあいも、錢小妹のばあいと大同小異であった。王桂英は江蘇・泰州の左官職人(泥水匠)兼小作人の家庭出身、孟月珍はおなじく江蘇・泰興の長工の家庭出身であるが、いずれも極度の貧窮のなかから、包工老板に賣られていったのはおなじであった。賣られてゆく女工たちの背景には、このような江北の地主支配のもとにおける農民たちのおそるべき貧困があった。そしてさきに西川の指摘した「辛棒強ク」一見「性格遅鈍」「頗ル野卑」にみえた江北人の性格は、江北の封建的な地主||小作關係―それには錢小妹の墳坑のばあいにみられるような經濟外強制をもともなっていた―のなかで培かれたものであったことをも知らなければならぬ。

包身工たちのおかれた債務奴隷にも似た境遇についてはやがて以下の章において述べるであろうが、かの女たちの奴隸労働を生み出す基盤が、半封建・半植民地中國における農村崩壊と苛酷な地主支配と、そしていまひとつそのなかでまっさきに切

り捨てられていく女子の家庭における地位の低さにあったことをここで確認しておこう。

注

- (1) 西川喜一「上海労働者ト労働運動」『東亞經濟論叢』九一、一二
- (2) 民國いごの農村崩壊の過程については朱其華『中國農村經濟的透視』(一九三六) 徐正學『農村問題——中國農村崩潰原因的研究』(一九三四) 参照。
- (3) 注(2) 朱其華前掲書四〇六ページ。
- (4) 同右 四〇四ページ。
- (5) 同右 四一ページ。
- (6) 農民の離村については王宜昌「從農民上看中國農村經濟」『中國經濟』二二(二) 参照。
- (7) この江北農村の實態については、王南屏「江北農村實況」『中國農村經濟論文集』一九三六) にくわしい。
- (8) 『中國經濟年鑑』(民國二十三年版)「人口」の山縣千樹譯による。
- (9) 費孝通著・仙波泰雄等譯『支那の農民生活』(一九三九) 五四ページ
- (10) 河北人民出版社編『被賣過的人的新生』一九六五。
- (11) 注(9) 費孝通前掲書七七ページ。
- (12) 原名「爲奴隸的母親」(柔石選集所收)。なお邦譯は『中國の革命と文學』5 (平凡社) に松井博光譯がある。
- (13) 包身工についての研究としては、岡部利良(以下同じ)「支那紡績業に於ける労働請負制度——その序説的課題として——」『東亞經濟論叢』一一「支那紡績労働請負制度の様式——本制度の内容をなす具體的諸關係」(同上二二)「支那紡績労働請負制度の發達——その存立の基礎並びに普及の程度について」(同上二二、三、四)「支那女子紡績労働者創出過程の特質」(同上二二、三)がある。

三 女工の賃金と生活

さて上海は開港いらい、列強の植民地支配の基地として發展してきたが、とくに一八九八年、下關條約によって日本が工場設置權を獲得し列強がそれに均霑していご、帝國主義企業が先を争って進出した。そこへ不況の農村から土地を失なった農民がどっと流入し、一九一〇年約二二〇萬だった人口は、一九三〇年には三一萬と二〇年間に三倍ちかくにふくれ上っている^①。

この上海で近代的工業にはたらく労働者は一九二八年で八表十一のごとくである。すなわち二二萬のうち、紡織部門にはたらく労働者は一七萬、うち女工は一萬である。ただし童工の半數以上は女工であったと思われるから、じっさいの女工數はもっと多かったと考えてよい(童工についてはあまりに問題が大きいので今回の考察からはひとまずはずしておく)。

表11 上海の業種別労働者数

	男 工	女 工	童 工	合 計
紡織工業	41,828	113,540	15,154	170,522
化学工業	7,428	3,845	1,085	12,358
印刷工業	6,542	596	1,110	8,248
機械工業	5,278	499	1,869	7,646
食品工業	8,046	6,475	539	15,060
器具工業	1,523	220	502	2,245
日用品工業	1,253	907	174	2,334
その他	4,350	714	204	5,268
合 計	76,248	126,796	20,637	223,681

羅志如『統計表中之上海』p. 72

表12 製糸女工賃金

女 工 名	開北協 最高賃	定金	A 平均 工賃	場* 銀	B 平均 工賃	場* 賃金
正車	45仙		43.50仙	}	}	41.20仙
替車	33		29.45			
盆抄	26		23.74			
繭吐	36		29.47			27.20
倒間	45		—			—
絲吐	27		26.62			26.60
絲間	48		43.22			42.60

* 1924年6月分 『支那蠶絲業大観』P.295

表13 製糸女工賃金 (その分布)

正車=繰絲女工			替車=補缺女工			盆工=煮繭索緒女工			抄繭工=選繭女工	
42仙	99人	47%	30仙	20人	40%	24仙	61人	55%	42仙	5人
41	80	38	29	14	28	23	28	25	35	4
40	24	12	28	6	12	22	10	9	33	4
39	2	}	27	3	6	21	5	}	32	2
37	1		26	7	14	20	6		31	6
36	2		30	6	29	2				
35	2		28	2	27	6				
									26	3

『支那蠶絲業大観』P.295

これらの女工たちはどのような賃金を得、どのような生活をいとなんでいたのであろうか。まず製糸と紡績について賃金と生活程度をみてゆくことにしよう。

製糸のばあい賃金は日給制である。新繭開始期の六月と舊曆正月明けの二月の二回、製糸の同業組合たる絲繭總公所が、その期の賃金についての協定をおこなう。この協定はしたがって景氣の變動と需給關係とをよよく反映したものであるが、これを一九二四年度についてみるならば、
 <表十二><表十三>のごとくである。

表14 日本在華紡績工場
紡績労働者平均年齢及平均賃金

	業種	性別	平均年齢	賃金		平金賃金
				歳	仙	仙
紡 部	混打梳練粗精認選	棉	男	23	35~70	45
		棉	男	23	35~70	50
		棉	男	23	35~70	50
		條	女	25	25~70	50
		紡	女	25	25~70	45
		場	女	16	25~70	45
		棉	女	20	25~70	45
		棉	女	30	35~60	40
織 部	横荒糊經織仕	捲	女	12	20~40	35
		捲	女	20	35~70	50
		付	男	23	40~80	55
		通	女	15	25~70	45
		布	女	23	30~80	55
		上	男	24	35~70	50
		上	女	23	35~70	40

西川喜一前掲論文(上) p. 89

これによって知られるように女工のあいだの賃金格差は比較的少ない。これは工場側が優秀な技術をもった女工の待遇を考えるよりも、賃金を女工の生計費から割り出して最低限度におさえようとした結果である。このように賃金がおさえられている上に、製絲は景氣に左右されて操業日数が短かく、平均してみれば操業日数は一年のうち八、九ヶ月というから、これらの日給もけつしてコンスタントに保障されているわけではなかったのである。

これにたいして紡績のばあいは、賃金の支拂いは日給制によるものと出来高拂制によるものがあり、出来高拂制によるものが壓例的多數を占めるのであるが、その計算方法はきわめて複雑である。いまは日給に換算したさいの平均賃金を掲げるととどめる(表十四)。

このような賃金によって女工たちはいったいどのような生活を営んだのであろうか。

まず包身工^③についてのべよう。

包身工はふつう十二歳から十五歳までの少女であった。契約期間は二年ないし三年、契約金は二〇元ないし三〇元である。ややおくれるが、一九三八年、上海の工部局が二七件の包身工について調査した結果は(表十五)のごとくであった。ただし契約金は一部(一〇元前後)が支拂われるだけで残額は二、三回にわたり、あるいは満期のさいに支拂われるのがふつうである。

包身工たちはこのような契約金で事實上買い取られて上海に來たのであって、賃金は全額老板に差出すかわりに、老板から宿舍と食事の提供をうける。だが、それはとうてい宿舍といえるしろもので

表15 包身工の契約金額及び契約期間

契約金額 期間 件数	25元 2年 1	30元 2年 4	— 3年 2	32元 2年 7	36元 2年 5	40元 2年 6	45元 2年 1	— 3年 1
------------------	----------------	----------------	--------------	----------------	----------------	----------------	----------------	--------------

Shanghai Municipal Council; 1938 Annual Report.

はなかつた。かの女らは巾一間六尺、長さ十餘尺の小さな小屋に十人から二十人がおしこまれた。部屋のかには洗面器と馬桶と數枚のやぶれふとんがあるだけ、食事も顔のうつるようなおかゆと一回のめしがでるだけである。女工たちは朝は三時、四時に起き、老板の監視のもと、あたかも罪人ででもあるかのように列をつくつて工場にゆく。逃亡を警戒したためである。星をいただいで出勤し、月の光のなかを宿舍にかえり、太陽を仰ぎみることにてない日々であった。病氣になつて休めば「停一補三」つまり一日について三日間、契約を延長される⁽⁴⁾。苛酷な労働と極度の榮養失調のため、ある老板の包身工は一〇〇餘人のうち三〇餘人が、契約後三年以内に死んだという悲惨な話も傳えられている⁽⁵⁾。

こうして老板たちは、いたいけな少女たちから文字どおり搾れるかぎりのものを搾りとつた。さきの上海の工部局の調査によればこんな計算になる。女工が一人につき一ヶ月一二元稼ぐとして二年間で二八八元、初期の見習期間および休日を差引くと収入は二六五元である。これにたいして食費は月五元、家賃・水道・光熱費が四角とすれば、二年間の支出は一二九・六元、契約金を加算しても約一六五元であつて、差引き一〇〇元が老板の収入である。このような女工たちを一〇人から多いばあいには百數十人もかかえて老板たちは莫大な利益をあげた。このほかにかれらは女工たちを女中がわりにこきつかい、しばしばその肉慾の犠牲とした。

このような包身工は、上海工部局の報告がいうように「讓渡せられた」(Transferred)存在であり、人格ぐるみ買いとられたまさしく奴隸としてのそれであつて、半封建・半植民地における労働の性格をもつと集中的と表現したものといわなければならない。包身請負の形態そのものは、中國の封建社會からする歴史的なものであつたとしても、帝國主義企業はこれを完全に労働力確保と勞務管理の手段として利用したのである。土地と言語に不案内なかれらにかわつて、包工老板たちは募集人と寄宿舎の機能を、植民地にふさわしいやり方でもっとも安上りにやってのけた。募集

人と寄宿舎こそ、かつて日本の紡績資本家たちが低賃金と長時間労働を確保するために用いた手段であったが、ここではその寄宿舎さえも建てる必要はなく、包工老板たちが代行した。農村の破産のなから不斷に生み出される過剰な労働力とその労働力を支配しようとする帝國主義企業の要請とがこのような包身工の制度を成り立たしめていたのである。こうして包身工の制度は帝國主義企業からはじまって民族企業へとひろがっていった。

このような包身工は、大康紗廠のばあい四〇五〇〇人中、三〇〇〇人、申新九廠（民族資本）のばあい三〇〇〇人中一〇〇〇人といわれており、全女工の三〇ないし五〇%を占めて、一九三七年には上海だけで七、八萬人が存在したと推定されている。しかも、包身工たちは、契約の期限が来ても必ずしも完全に自由の身になるわけではなかった。

かの女たちはこんどは帶飯工（賄い付の女工）というかたちで、賄料だけを支拂ってなおその宿舎に寄宿するのであるが、その境遇は包身工とそれほどかわらなかつた。さきの包身工孟月珍はつぎのようにのべている。

七年間の契約期間がきれると、親方はこういいました。「あんたが工場でしごとしようとするならば、わしのところに住んで毎月八元、食費を拂うんだね。ここにおらんというなら工場の方もだめだ。」七年の經驗をつうじてわたしは工場と親方がぐるになっていて、親方というのは資本家が工場の外に配置した工頭ナムバドゥンとおなじで、かれが反對するなら工場の方もしごとをさせなくなることがわかっていました。帶飯工の境遇が包身工と似たりよったりなことはわたしが今までみてきたことです。このためわたしはいいました。「かまいません。やめて郷里に歸ります。」……親方は急にこわい顔をしていました。「それでよいのかね？　ここがどこか考えてもみる。おまえさんにできるのはたったひとつ、前のおりしごとをしようというのなら、前のおりここにいて給料をおれにわたし、飯代八元をさっぴいてのこりを銀行にあづけておくことだ。そうでなく、持ってくれば金はむだづかいするか、だましとられてしまうからだ」〔『包身工的血泪仇』五八ページ〕

だが工場が閉鎖されて郷里に歸るときには、銀行にあずけられているはずの給料は一文もどらなかつた。包身工の契約が切

表16 曹家渡230家庭1,097人中の労働者内譯

性別	男	女	計
總數	587	510	1,097
勞働者數	319	219	538
紡績勞働者數	267	203	470

楊西孟別掲書 p.24

れても結局は包身工とかわらぬ生活を強いられたのである。また包工老板と工場との關係は、ときに公認せられていても雇傭關係は存在しなかったが、女工たちの目には「工場と親方はぐる」であり、「親方というのは資本家が工場の外に配置した工頭」(ナムバーワンについては後述)と認識されていることにも注意すべきであろう。

さてかの女たちの生活について宇高寧はつぎのようにのべている。

彼等は朝六時より晝食時間を除いて午後六時乃至七時まで働らき、各種雜業を平均して一日の賃金僅か三八仙より四二仙までを得るものである。幼年女工は……一日一二時間就業して平均二八仙より三〇仙の賃金を得ることになっている。手當及び其の他の生活の補助となるべき性質を有する収入は皆無である。而も其の賃金中より組頭或いは繩張り賃の如きものを引き去られるのである。彼等の生活費は一日平均三〇仙を要し、幼年女工にして辨當共三食二五仙を要するのである。要するに太餅と稱する麥粉團粉を食して空腹を満たすに過ぎざる誠に氣の毒な生活である。……彼らは只「食って行けば死なず」とする惨めな「生活である」。

(宇高前掲書四二三ページ)

これにたいして全體の二〇%前後を占めたと思われる家族持ちの女工のばあいはどうか。これについては楊西孟『上海工人生活程度的一個研究』という詳細な研究がある。これは一九二七年から翌二八年にかけて上海の西區曹家渡の二三〇世帯の労働者家庭についておこなった調査をまとめたものである。ここでは、二三〇世帯一〇九七人のうち、〈表十六〉にみられるように労働者は五三八人、うち八七%の四七〇人が紡績工場労働者である。この紡績労働者の男女の數が同數とまではいかないまでもかなり接近している事實は、紡績のばあい男女がほとんど對等にはたらいっていたことを示すものであろう。かれらの収入は平均男は一五・九三元、女は一三・七七元で紡績以外の労働者よりも二割方高い。労働時間は平均一〇時間二四分である。

この地區の労働者家庭の家族數は、一戸あたり四・七七人であるが、これらの家庭の収入のうち、それぞれの家族員の収入

表17 家族員の平均収入とその
百分比 (單位元)

	賃金収入	%
夫	14.17	43.5
妻	5.05	15.5
息子	3.21	9.9
娘	3.33	10.2
その他男子	2.42	7.4
その他女子	2.92	8.9

楊西孟前掲書 p.34

表18 各家庭平均支出とその
百分比 (單位元)

項目	支出	%
食費	18.21	56.0
衣料費	3.06	9.4
住居費	2.09	6.4
光熱費	2.45	7.5
雑費	6.70	20.6
總計	32.50	100.0

楊西孟前掲書 p.36

表19 上海労働者生活費 (單位元)

項目	精 工		粗 工	
	支出	%	支出	%
食料	15.06	42	11.10	52
被服	3.94	11	2.13	10
家賃	5.02	14	2.78	13
薪炭費	2.51	7	1.92	9
車賃等	2.15	6	0.85	4
雑費	7.17	20	2.56	12
計	35.85	100	21.34	100

宇高前掲書 p.228

が總収入において占める割合は〈表十七〉のごとくであり、支出は〈表十八〉のごとくである。エンゲル係数が五六%を占め、しかもそのうち主食が五三・二%を占めるといふのはかれらの貧困を端的に示すものであろう。かれらの収入は、賃金収入以外に部屋の又貸しや賄いによる収入が平均一・四七元(總収入の四・五%)あって、賃金収入とあわせると三三・五六元になり、總収入が支出を稍うまわって黒字になるように思われるが、実際には二三〇世帯のうち一一八世帯が赤字家計である。

ここで注意しなければならないのは、これら調査の対象になった曹家渡の労働者家庭は、その九〇%が工場の社宅に住んでいたことである。中國のばあい社宅というのは日本のばあいとちがって工場の建てた一種の借家にすぎないのであるが、それにしても社宅に入れるというのは熟練工を中心とした、職工のなかでは比較的高級取りであったことはうたがいない。

宇高寧の調査はこれをうらづける。すなわち〈表十九〉の精工(熟練工)のばあいは生活賃は毎月三五・八五元であり、ほぼ楊西孟の調査結果と符合する。これにたいして〈表十九〉の粗工(未熟練工)のばあいは家計収入にみあった極度の窮乏生活之餘儀なくされていたのである。

さきにもべた宇高の調査によれば、幼年女工でさえ辨當とも三食二五仙を必要としたとすれば、未熟練工の家族五人を*

*あわせた食費一一・一元がどれほどの窮乏生活であったか察するにあまりがあるであろう。

しかも熟練工たるも熟練工たるを問わず夫の収入ではとうてい家計のなかばすら支えることが困難だったことであって、最低におさえられた家計

表20 綿糸20番手1 捆當りコスト
1929.8

項目	内地工場	在華紡
動力	5.50	5.00
賃費	20.00	9.20
寄宿舍その他厚生費	3.50	0.60
用具費	1.50	1.20
荷造費	2.30	2.00
運搬費	1.00	0.20
營業費	1.00	0.80
税金	4.00	0.50
諸給料	1.50	1.20
保險費	0.50	0.50
旅費雜費その他	1.20	0.80
計	42.00	22.00

東亞經濟調査局「支那紡績業の發達とその將來」p.38

わり合う部分でコストがおさえられ、全體としてみれば、内地工場に比べて在華紡では約半額で生産がおこなわれているのである。そもそも日本の女工の賃金自體がイギリスに比べれば約半額—ユトレイによれば二〇番手一ポンド當り工賃はイギリスでは一・五ペンス、日本では〇・七五ペンス—⁽¹⁾という低賃金であるのに、中國の女工のそれはさらにその半額という低賃金だったのである。こうして在華紡などは莫大な利潤をあげた。これよりかなりさかのぼるが、たとえば一九二〇年二月、日本の棉業界が大恐慌に陥入り、製品が内地では完全に採算を割っていたときすら、在華紡は一捆當り三十兩内外の利潤をあげていたといひ、内外綿に至っては、一九二〇年前半、じつに未曾有の十六割二分という配當をおこなった。⁽²⁾いごも五期をとおして六割という高配當を繼續している。日本の紡績資本は、日中兩國の女工たちの血と汗によって自からを肥やしつゝ膨脹していったのである。

注

- (1) 羅志如『統計表中之上海』二二一—二二二頁。上海人口增長表。
- (2) 前掲『支那蠶絲業大觀』二九三—二九四頁。
- (3) 包身工の生活についてはさきの『包身工的血泪仇』のほか、史景星

- 「包身工」『罪惡的舊社會』(1)にくわしい。
- (4) 王桂英「回憶苦難的包身工生活」(『包身工的血泪仇』) なお包工老板と女工の親とのあいだに交わされる契約書の形式は、一例をあげればつぎのごとくである。

支出さえ、妻の共働きを必須としていたことである。妻の労働は家計補助者として位置づけられ、それ自身、安價な労働力を提供したのであるが、同時にそれはまた夫の低賃金を補充し、全體として半植民地の低賃金の構造を成り立たせるものとしてあったことに注意しなければならない。このように賃金が極度におさえられた結果、日本の在華紡などは、内地に比べてはるかに安いコストで製品をつくり利潤をあげることができた。ここに、一九二九年度綿糸二十番手一捆當りのコストの内譯がある。へ表二十へである。賃金で十圓、その他、寄宿舍費、荷造費など人件賃にかか

立自願書人〇〇〇、情因當手家中困難、今將小女〇〇自願包與招工員〇〇〇名下、帶到上海紗廠工作。憑中言明、包得三十元整、以三年滿期。此款每年三月間付洋十元。自進廠之後、聽憑招工員教訓、不得有違。倘有走失拐帶、天年不測、均歸出筆人承認、與招工員無涉。如有頭疼傷風、歸招工員負責。三年期內、該女工添補衣服、歸招工員承認。倘有停工、如數照補。期限〇〇年〇月〇日滿工。滿工後、當報招工員數月。恐後無憑、立此承證。(天野元之助『支那農村雜記』四ページによる)

(5) 注(3) 史景星前掲文章。上海の裕豐紗廠の毛德祥のばあい。

(6) 「上海に於ける工業概観」(Shanghai Municipal Council, 1938 Annual Report, Regulation of Industrial Conditions, 八並龍太郎譯『滿鐵調査月報』昭和十五年三月)

(7) 注(3) 史景星前掲文章。

(8) 岡部利良「支那紡績労働請負制度の發達」(一)——その存立の基礎並びに普及の程度について——『東亞經濟論叢』一一四)によれば、「數人の推定者より得られた結果によれば、上海の日本人紡績の労働者のうち包身工は大體三割乃至五割程度であろうと言ふ事であつた。三割或いは四割に近いと言ふ見方がヨリ有力であつたとも言えよう」という。これは一九四〇年ごろのことであつて、それ以前に

はもう少し多かつたと考えてよいであろう。なお、大康紗廠に働いていた五月珍の回憶「苦海底層十五年」(包身工的血泪仇)によれば、當時の上海の紡績工場の労働者のうち半數が包身工であつたといふ。

(9) 注(3) 史景前掲文章。

(10) 女工のなかで既婚の女工がどのくらいの比率を占めていたかについては、製糸女工については注(2)前掲書が「一人前の女工は二十歳頃から四十餘歳の間で三十歳前後がその過半を占め、孰れも既婚者である」とのべて、熟練工は相當數が既婚者であつたことを示唆している。また紡績については、青島のばあい二二%が既婚者であつたといふ(『青島紡績労働事情』『滿鐵調査月報』昭和十五年六月)が、上海については、具體的な數字をもとめることができなかった。いづれにしろ日本の製糸女工や紡績女工がほとんど結婚前の若い娘であつたのは事情を異にして既婚者の比率が非常に高かつたことはいふたがいない。

(11) 嚴中平『中國棉紡織史稿』一七二ページ所引 F. Utlay: Japan's Feet of Clay.

(12) 濱田峯太郎『支那に於ける紡績業』一四ページ。

(13) 元木光之『内外綿株式會社五十年史』(一九三七)六〇ページ。

四 女工の労働と人身支配

一九二四年『平民之友』という雑誌にのつた民間歌謡に『絲廠女工曲』というものがある。工場労働のつらさをうたった數少ない歌謡の一である。まずこの歌謡を追ひながら製糸女工の一日を紹介しよう。

絲廠女工曲

舊中國における『女工哀史』

才見東方放白光 東の空が白むころ

披衣束帶急離床 きものきかえてとびおきて

回頭細看孩兒面 じつと我が子の顔をみる

兒啊母做工時兒面黃 坊や、母さんのしごとで坊やはこんなに青い顔

製糸工場の朝は早い。午前五時半に汽笛が鳴って釜に蒸氣が入り、六時には就業である。女工は上海ではすべて通勤工であるから、遠くからくるものは四時ごろには起きてしたくをととのえ家を出なければならぬ。むろん子供はまだ眠っている。製糸工場のなかには、子連れの出勤や職場での授乳をみとめていたところもあったが、そうでない職場も多い。榮養失調の青い顔は、母親が働らきに出て母乳を失なったためである。

低頭急急出家門 うつむき家をとびだせば

心驚紅日已高升 おやおやお日さまあんなに高い

今天怕又赶不及 きようも遅刻か工場こうばの門は

廠門關得緊騰騰 もう閉ったかと心配だ

遅刻は罰金である。しかしさりとて時計をもたぬ生活では遅刻をしない方がおかしい。工場の門にかけこめば、風丰いかめしい印度人の門番などが立っている。

幸喜牢門還未關 うれしや門はまだ開いてた

急忙走進調糸間 あわててとんでく糸くり場

騰騰熱氣皮焦痛 熱氣もうもう肌をも焦がす

不是爲錢誰肯來 金のためでなけりや誰が来る

六時から十一時半まで休憩時間はない。手にむちをもった管車けんぱんが女工を叱咤激勵するなか、女工たちは休む暇もなく繰り糸

にはげむ。繰糸場は大い二階にあって、作業中は一階に降りられない。そのなかは釜の湯氣がたちこめまるでせいろで蒸されるよう、たえず釜の熱湯にふれる女工たちの手は眞赤になって水ぶくれしている。

調糸調到十二點 糸くりくってごはんとき

拿來冷飯可充飢 冷飯かきこみ飢しのぐ

低頭想到丈夫苦 思うてみるは夫のくろう

此刻拖車汗不離 いまごろ車ひき汗みどろ

晝の汽笛が鳴ると、繰糸臺はたちまちテーブルに早がわり、竹かブリキのべんとうばこに入ったごはんをかきこむ。冷たいものを食べる習慣のない中国人にとってべんとうはつらい。暖かいものを家の老人か子どもに届けさせるものもいるが、資本家の側はかれらが糸をぬすみはせぬかといやがる。これを認めるかどうかはしばしば労働争議のタネになった。それにしても工場のなかではいちばんたのしいひるめし時、暑い日なかに車をひく夫の苦勞を思うのだが、製糸女工の夫にはなぜか推車人テイツオニンつまり一輪車の車夫が多かった。推車人はだいたい江北人であった^③というから、江北人同志の結婚が多かったのであろうか。

沸水中間手不停 たぎる湯のなか手も休めず

過了下午到黄昏 午后がすぎてたそがれどき

放工已在六點外 しごと終えれば六時すぎ

廠前街上黑沈沈 工場を出ればもうくらやみ

午後の作業は零時半に始まる。そして六時にまた汽笛がなつて一日の作業が終る。女工たちはそれぞれその日繰糸したかせ繻をもつて自分の女工番號のところにかけて工場の門を出る。職場によってはこの時、糸を盗んでいないかと身體検査をする。

孩兒你莫叫娘抱 坊や抱くのはかんにんよ

娘身痠痛不能熬 いたみがどうにもならないの

爸爸拉車歸來未 父さんの車はいつ歸るやら

帶回白米娘好燒 米をもって歸ったらごはんにしよう

(一部省略)

家に歸れば歸ったでおなかをすかせた兒は母にまといつき、しゆうとは夕飯をせきたてる。だが、米櫃には一粒の米もなく、米を買って歸る夫の車が待たれるばかりである。

紡績女工のばあいも状況は似たようなものであった。風が吹きこむのをおそれて窓を閉めきったまま、華氏一一〇餘度の工場なかで女工たちは晝勤のばあいは午前六時から午後六時まで、夜勤のばあいは午後六時から午前六時までの十二時間の労働に従事する。晝食の時間が三十分間みとめられているばあいもあったが、機械をとめないのであるから、糸が切れればつなぎに走らなければならぬ。糸をつないで歸ってみれば、御飯の上には綿ぼこりがつもあり、着るのはぼろなのに「食べるのは花衣」という皮肉であった。

このような劣悪な労働環境も、環境そのものについていうならば、日本のそれとそれほどかわらなかつたかもしれない。問題は帝國主義企業が、國家權力を背景としてもちこんだきびしい労働強化と獨特な勞務管理のあり方にあつた。とりわけ日本の在華紡のばあいがそうである。「現在の各工場の、労働者を壓迫し、労働者を搾取する種々巧妙なる方法は、すべて日本の工場からはじまらなかつたものはない」といわれるほどである。たとえば大康紗廠は、紡績機械の受持臺數を、三人二臺から二人三臺、さらには一人二臺にあらためた。あるいは内外棉紗廠は養成工の制度を設けて、資本に忠實なる職工を自らの手で養成しようとした。あるいはまた職場のなかにおかれていた椅子を取りはらつて足元の女工が腰をおろす場所さえ奪つた。日本の在華紡のばあい賃金は比較的高いといわれているが、労働の密度からすれば決して高賃金どころではなかつたのである。

つぎにこのような職工にたいする勞務管理についてその具體的な様相をのべることにしよう。

まず第一にナムバーワン・システム。ナムバーワンは拿摩溫と書き、帝國主義企業が勞務管理の爲にやとい入れた中國人の工頭であつて、漸次、民族資本の企業にも行なわれるようになったものである。ただし工頭とはいつても、いわゆる把頭制のように仕事の請負いはしない。その性格も、職工を工場に紹介し、その職工何十人かについて責任を負うものから、たんなる職場監督のようなものまでさまざまなものがあった。出身はかなり複雑で、青幫や紅幫など祕密結社に屬しているものもあれば、漢奸、特務、ルンペンなどのようなものもある。

かれらは、資本家が勞働者を骨の髄までしぼり取ろうとする、その工具としての役割をもつとも忠實に執行した。内外綿七廠での思い出を李菊珍はこう語る。

ナムバーワンが勞働者をなぐるのは日常茶飯のことでしたが、われわれ養成工にたいしてはとりわけ凶暴でした。かの女たちは一日人をなぐらねばごはんがのどを通らず、一日涙をみなければ茶が飲めないというふうでした。かの女らが職場をみまわつてくると、氣にいらぬ人間をみしだい、おさげを手でひっぱり、なぐったりけったりするのでなければ、簡管で頭を打つのです。あのころは毎日歸つてくると頭の上も、顔も身體もいくつも新しい傷あとがありました。夜、何度も夢のなかでぶたれる夢をみて泣いて目が覺めたものです。

(陳惠麗「養成工」『罪惡的舊社會』2)

かれらは工場規則の些細な違反をもとりあげて罰工錢を課し、工場側の發行する折子(就勞證明書)を勞働者から取上げた。そればかりでなく勞働者の賃金を横領し、さまざまにつけとけをその日ぐらしの勞働者に要求する。

まず工場に入るときには、紹介料として禮金を要求し、節句ごとには「孝敬」(目上にたいする)の贈り物を要求する。婚禮、葬事、法事など贈り物のためのさまざまの名目がつくられた。中秋節には、勞働者の方は顔のうつるおかゆさえ食いかねているのに、ナムバーワンの方では勞働者から贈られた月餅を門に並べて賣り出しているという光景すらもみられた。包身工のように贈り物をしようにも金のないばあいは勞力を提供させ、女中がわりにつかたりもした。

だが、女工たちはけつしてナムバーワンのいうなりになっていたのではなかった。かの女たちはかの女たちらしい知恵でさ

さやかな抵抗をこころみる。つぎにのべるのは、南通の大生三廠（民族資本）の労働者たちがうたった歌謡だが、このような
風景はどこ工場でもみられたことであろう。

菜園硬崩崩^㉑ かたいだんご

車子轉得冒火星 まわる機械は火花を散らす

小妹餓得面色青 餓えたあの娘は青菜のよう

兩個菜園硬崩崩 だんごふたつはかんかちこ

仍舊放勒皮帶上 そのままベルトにのせておく

鬼見怕^㉒ 鬼もこわがる

皮帶一刷車子快 ベルト掃けば機械は早い

小妹車上急煞快 機械の前であの娘はせわしい

工頭叫吹激耳朵 工頭は耳もとで雷おとし

領班面孔鬼見怕 鬼もこわがる組長の顔

菜園というのは、労働者がべんとうがわりにもって来るおにぎりのようなもの、これを機械のベルトと車軸のあいだにはさむと、機械の速度がいくらかゆるくなる。労働者たちは晝のためにもってきたべんとうをひそかに機械にはさんで、労働をやわらげようとしたのである。（このほか、日本の在華紡では、日本人の領班とナムバーワンが眠っているすきに、ごはんつぶをかんでベルトに吐きだし、機械のうごきがゆっくりになると、見張り番をたてて休息することもおこなわれた^㉓）。だがそれもナムバーワンの目にとまればそれまでである。ナムバーワンの雷と鬼もこわがる班長の顔におどされてベルトをいやいや掃除すると機械はたちまちうなりを上げてもとのスピードを取りもどすというのである。

このようなサボタージユは、やがてストライキに發展する。誰かが合圖すると、女工たちは一せいに持場をはなれ、機械はとまる。

野鷄聲⁽¹²⁾

野鷄の聲

一聲野鷄聲

野鷄の聲 一聲 きこえれば

機器就勿靈

まわる機械はたちまち鈍る

工人心有數

職工はひそかに策をめぐらせ

工頭起疑心

工頭^{ナムバーフン}は何やらくさいとにらむ

二聲野鷄聲

野鷄の聲 二聲 きこえれば

機器馬上停

まわる機械はたちまちとまる

工頭心里慌

あわてふためく工頭^{ナムバーフン}

飯桶發楞怔

びつくり顔のあほうども

三聲野鷄聲

野鷄の聲 三聲 きこえれば

車間起風雲

車間^{げんぱ}はたちまち大騒動

工頭抱頭竄

頭かかえてにげる工頭^{ナムバーフン}

飯桶喊救命

助けてくれとあほうども

野鷄の聲というのは、ストライキの合圖のこと。まず職工の一人が合圖し、みんなが大聲でこれに呼應する。その聲があたかも野鷄をとらえるときの狩人たちの聲に似ているためにこのように表現されたのだという。

これらの歌謠が⁽¹³⁾うたわれた海門は、江北ではあるが、崇明島あるいは蘇南から来た人が多く、好んで山歌をうたった。したがってこれらの歌謠は、呉歌の系統をひくものであるといわれている。

こうして女工たちはさまざまに抵抗をこころみるのだが、こうした抵抗のほかに、ナムバーワンのきびしい目をのがれてサポタージュできる場所が工場のなかにもたつたひとつあった。それが便所であって、眞夏の苦しい作業がつづくときなど、便所はいつも大入満員で「便器に腰を据えて相向ひ、珍妙な馬桶會議が賑」わっていた。ところが日本の在華紡はまずこの便所から馬桶のふたをとり上げた。便所で休ませないためである。

さらにかれらはこの便所をナムバーワンの管理下におこうとした。「廁所牌」⁽¹⁴⁾（便所札）を設けて便所行きを制限したのである。その数は數百人につきわずか二ヶであったともいわれるが、ともかく人數に比べてお話にならないほど數が少なかった⁽¹⁵⁾。しかも、この札はナムバーワンの手許におかれているため、女工たちはたえずナムバーワンのいやがらせをうけなければならぬ。札なしに便所に行けば罰金である。このため女工たちのなかに膀胱炎などにかかるものが多かったという。この制度はやがて民族資本の紡績工場や製糸工場にも行なわれるようになった。

このような資本家の野蠻きわまりないやり方にはさすがの労働者も反抗せずにはおれなかった。そこで新たに考案されたのが、廁所鐘（便所時計）である。たとえば天津の東亞毛麻紡織廠では、一九三四年以來この方法が用いられたが、これは便所の入口に記號機と時計を組合せた一種のタイム・レコーダーを置き、「出恭卡片」（便所カード）に時間を記録するものである。女工たちが便所にいった回数と要した時間とはこれによって一目了然というわけで、資本家はこれにもとづいて罰工錢を課したり、ひどいばあいには解雇したりする。この工場では八〇%以上の労働者が便所にゆきすぎた（！）という理由で罰工錢をとられた経験があったという。まさに資本家による便所の「科學的管理」であった。

つぎに罰工錢⁽¹⁶⁾についてのべよう。南洋烟草公司ではつぎのようなばあい、職工に罰金を課することを規定していた。すなわち、

- (1) 勝手に職場を離脱したばあい、罰金四角。
- (2) 遅刻してしごとをサボったばあい。日工は罰金一角、月工は罰金二角。
- (3) 不注意によって不適格製品を出したばあいは、輕重によって懲罰する。
- (4) いねむり、坐臥は罰金二角。
- (5) さわいだりけんかをしたばあい、罰金四角。
- (6) あたりかまわず唾をはいたばあい、罰金一角。
- (7) 收牌、投牌を忘れたばあい、罰金一角。
- (8) 署名を忘れたばあい、罰金二角。

である。この罰金は賃金のなから強制的に差引き、月四回以上になると解雇の處分をおこなう。

また紡績のばあいについていえば、上海の申新九廠（民族資本）では「工作をさぼり、命令にしたがわず、公物を消耗したばあい、罰金五分ないし一元」と規定し、「公物を消耗したばあい」については、生産過程でおこったさまざまなミスについて罰金の額を具體的に規定していた。

さらに上海の大中針綫廠のばあいはもっときびしく、「喫煙、飲酒、集會、結社、戀愛、唱歌」のたぐいまでも、罰金によって禁止していた。

このような罰金制度自體は、日本の紡績工場にもあったが、問題はその内容が生産にかんするものだけではなく、労働者の自由を束縛するきわめて人身支配的な内容をもっていたことである。大中針綫廠のばあいはたまたま、集會・結社・戀愛・唱歌などという具體的な項目を呈示していたけれども、かりにこのような規定がなくとも「工作をさぼり、命令に遵わず」などを適用すればたりることで、それは勞使の力關係によってきまるであろう。罰則はしばしば擴大解釋されて労働者の人身的自由を奪うものとなっていた。

さらに問題は罰金制度が労働者を搾取した上にも搾取する道具としてかわれたことである。内外棉九廠では“盤頭”の紛失を理由にその職場全部の女工の賃金を一日分差引いたことがあるし、申新四廠では、ある労働者は罰金に抗議したため金額が上り賃金の十二分の一にのぼったという。また製造業ではないが、フランス資本の電車の會社のばあい、罰金をとられた二八五人の罰金総額は七三九元で、賃金の二五〇%を差引かれたもの五二人、五〇%以上を差引かれたもの一六人におよんだという¹⁹⁾(一九三五年一月)。おそらく外國企業のばあい大同小異であつたろうが、罰金制度は低賃金の労働者からさらに搾取を強化するという機能をも果したのである。

さいごにもっとも悪名たかい抄身制²⁰⁾については、検身制、搜身制、抄紗制、抄腰包などの名でよばれたもので、紡績工場、煙草工場などで行なわれたが、このうち紡績工場がもっとも一般的であつた。すなわち労働者たちは工場に入るときは、門の入口(小さい門)で一列になつて、工場側のやつた抄身巡捕、もしくは抄身婆からボディチェックを受ける。マッチ、煙草、ビラなど危険なものをもっていないかとチェックするのである。ポケット、バッグからひどいときにはべんとうのなかまで取調べられた。退勤のときはこのボディチェックはもっとも嚴重であつた。工場の出口には抄身弄とよばれる木もしくは鐵の欄干がおかれていて、労働者たちは兩ひじを水平にあげながらそのなかをとおりぬける。早ければ連れもどされおそくなればひきずられる。むろん糸を盗んでいないかどうかを調べるためである。この結果、少しでも盗んだものを發見すれば、それを頭上におき、あるいは首にまいて何時間でも立たせる。時には労働者をしばらく各職場にみせしめにする。杭州の通益公紗廠にいたつては、門のそばにおりのようなものをおいて、糸を窃んだものをそれに閉ぢこめたという。また日本が杭州を占領してこの工場が日本人の手に落ちたとき、凍傷の足を拾った棉でつつんでいた阿八嫂が、糸を盗んだとして日本人によって焼いた鐵棒でなぐりつけられ、雪を眞紅の血で染めたという記憶は、老工人たちの胸にぬぐいがたい屈辱として今もなおのこっている。

このような抄身制こそは工場という檻のなかで働かせられる女工たちの奴隷労働を象徴するものにほかならなつたといえる

だろ。

小妹洗海青⁽²⁾

きものをあらう

水仙娘娘眞開心

アメンボはたのしそう

自由自在游世景

自由自在にとびまわる

小妹河邊洗海青

わたしは河邊できものを洗う

眼圈紅來淚盈盈

眼のふち赤く涙あふれる

勿是小妹眼淚多

泣きみそというのぢゃないが

自家想想眞命苦

どうしてこんなに運がない

衣裳襤褸工頭罵

おんぼろきものにのしる工頭

先生眼里象只釘

まるで眼にささったとげのよう

輕輕搓來慢慢洗

そつともんではゆっくり洗う

做件海青幾年新

きものつくつてもう何年

左思右想無辦法

思つてみてもしかたなく

口唱山歌散散心

山歌^{うた}をうたつてうさを晴らす

(一部省略)

かの女たちは水の上を自在にとびまわるアメンボにあこがれ、悲しみの心を山歌に託した。だがその一方でかの女たちのなかにはいつまでもそれに甘んじておれない人間としての誇りと民族意識が育ちつつあった。

注

- (1) 「絲廠女工曲」は『文藝月報』一九五八年八月「上海解放前の歌謡」所収。當時の女工たちの思想や感情を知る上で、労働歌はきわめて貴重な資料だと思われるが、どういふわけか工場労働を歌った歌謡は少ない。五四運動いご、このような民間歌謡のもつ意味がみなおされて、北京大學には歌謡研究会が組織され、情歌など民間歌謡の蒐集がさかんにおこなわれたが、顧頡剛の編した『吳歌甲集』などこの時期に編纂された民間歌謡集の多くにも、農婦の歌はあっても女工の歌はない。このような歌謡の記録が始ったのはようやく解放前のごことである。
- (2) 以下、製糸女工の生活の具體的状況については、主に『支那蠶絲業大觀』(二五六ページ以下)によった。
- (3) 注(2)前掲書二八八ページ。
- (4) 仁至「日本帝國主義經濟侵略下の中國工人」(『嚮導』一六八期)
- (5) 養成工というのは、十四、五歳から二十歳までの男女を、三カ月ないし六カ月技術面で指導養成し、養成期間がすむと三年間の義務労働に服させるものである。採用の条件はとりわけ厳しく保證金と店舗をかまえた身元保證人の保證を必要とする。この保證条件のなかには、工場の規則をまもる、ストには参加しない、他人を教唆煽動しない、會社にたいしてうらみ言をいわない、などの条件がはいって、容易なことでは資本家に抵抗できない。かれらは義務期間が終るまで工場内に強制的に居住させられ、職場では養成工工作區に配置されて、養成期間中は賃金なしで、養成期間がすんでも最低の賃金ではたらかせられた。一九二五年の五・三〇運動の發端となつた二月ストが、内外綿が男工を養成工にかえようとしておこつたものであることはあまりに有名である。
- (6) 江島夏雄「上海事件と紡績罷工」同興紡社内ガリ刷によればイギリス人經營、日本人經營、中國人經營の賃金水準は、一〇〇對一二七對一〇五であつたという。(原文未見、中村隆英「五・三〇事件と

在華紡」『近代中國研究』第六輯所引)

- (7) ナム、バーワンについては徐克禮「拿摩温」(『罪惡的舊社會』2所収)、前掲『包身工的血泪仇』二六ページによれば王桂英は協隆紗廠(日本資本)にいた四年のあいだナム、バーワンの一家七人のために、洗濯から靴つくり、そのししゅうまでしたという。
- (8) 「大生三廠工人歌謡」(『民間文學』一九六二年三期)右に同じ。
- (9) 五月珍「苦海底層十五年」(『包身工的血泪仇』五三三ページ)注(9)に同じ。
- (10) 穆短「關於大生三廠工人歌謡」(『民間文學』一九六二年三期)によれば、蘇北というのは元來下江官話を用いる地區だが、海門、啓東の二縣と南通の一部だけが吳語系に屬する言葉を用いている。これはこの地方一帯の居民が崇明島あるいは蘇南から來たことと關係がある。江南の吳歌は古來有名だが、吳語を話す海門の人は吳歌の傳統を保存しているようにこの海門で、これらの歌謡はこのよつたりする。大生三廠があるのはこの海門で、これらの歌謡はこのよつたな雰囲気の中からでてきたものだといふ。またある女工は「山歌」についての回憶をつぎのように語っている。「朝早くべんとうをもつて工場にゆくとき、何人かの娘たちは歩きつつ、時に高く時に低く歌うのだった。夜勤のときには夜中の二、三時ごろ領班や工頭が眠つてしまうと、娘たちは共謀して二、三人が機械のところ仕事をするふりをして様子をうかがいつつ、そのほかの女工は休息して山歌をうたい氣ばらしをしたものである。あるときは機械をうごかしながら山歌をうたつた。ストライキの時にはもっと盛大に山歌をうたつた。みんなはうたいながら銜管をたたいて拍子とり、しごとをやめて山歌をつくらう」と叫んだものである」。
- (11) 斬邊「廁所牌和廁所鐘」(『罪惡的舊社會』3)。
- (12) たとえば一九二五年二月ストのさい、豊田紗廠工會のピラは廁所牌について「我々は便所に往く時には木牌を携帶する、然し木牌は唯

だ二つしかない、六千餘人の職工が何うして往かれようか」と訴えている。宇高寧『支那労働問題』六四六ページ。

(16) 史景星「罰工錢」(『罪惡的舊社會』2所收)なお南洋兄弟烟草公司の懲罰規定については、『南洋兄弟烟草公司史料』二九六ページに記録があり、史景星とは稍内容を異にしているが、ここでは史景星によっておく。

(17) 右に同じ。

(18) 右に同じ。

(19) 右に同じ。

(20) 張傳洪「抄身制」(『罪惡的舊社會』1)。

(21) 注(9)に同じ。

五 廣東の製糸女工の同性愛

さてこのような奴隷労働を強いられる女工たちの意識はいったいどのようなものであったろうか。さきの楊西孟の『上海工人生活程度的一個研究』によれば、かの女たちにはまったくといってよいほど教育はなかった。(表二十一)にみられるように、曹家渡では十三歳以上の女子四一五人のうち教育を受けた経験のあるものはわずか五人しかなく、六歳以上十二歳までの學齡期のもの四五人にあつても、現在および過去をもふくめて在學の経験のあるものはわずかに四人だけである。また日本側の資料⁽¹⁾によつても、自己の姓名を記し得るものさえほとんどなく、他はまったくの文盲であつた。「殊に驚くべきは自己の姓名を知らざるものあることにして、上海の職工には總て番號を附し居れるが尙滑稽なるは其の番號すら記憶せず其の附したる紐の長短又は大小によりて之を區別し居れることである」という。

だがこのように女工たちに教育がなかったということはけつしてかの女らが人間としての尊嚴を自覺しなかつたことをいみじしはしない。かの女たちにはきびしい労働をつうじて得た經濟的自立と自己の技術にたいするゆるぎない確信とがあつた。それは夫に依存せずとも生きていける自由を手にしたことであつて、かつての中國の女たちがもち得なかつたものである。

廣東の製糸工場には一九二八年ごろで十萬前後の女工がはたらいていたが、『支那蠶糸業大觀』の筆者はこの廣東の製糸女

表21 曹家渡労働者家庭の男女年齢別教育程度

性別 年齢 教育程度	男			女			總計	
	6~12	13-18	18以上	6~12	13~18	18以上	男	女
勉強の経験がない	51	43	205	41	49	361	299	451
勉強の経験あり 私塾 小中不 中塾 學校 學明	5	10	95	1		2	110	3
	7	14	33	1	2		54	3
			4				4	
	1	2	17			1	20	1
計	13	26	149	2	2	3	188	7
勉強 私塾 小中不 中塾 學校 學明	2		1				3	
	10	6	6	2			22	2
	2	2					4	
	2						2	
計	16	8	7	2			31	2
總計	80	77	361	45	51	364	518	460

楊西孟前掲書 P,85

工の氣風をこう評している。

身形は比較的小奇麗に整っているが、短い褲子に靴を用うることなく素足に支那式の木履をはいて工場にやって來る様子は北方の纏足婦人とは著しい相違である。勝氣で我儘な氣性は作業中に於て妄りに私語を交へたり、或は飲食をとり、甚しきは煙草を啜えて繰糸を續けるものもある有様で之を能く使役することは容易ではあるまい。……けれどもまた一方彼等の技工に巧なる質は天稟とも言ふべく、且つ盛夏殘暑の候、不完全な場内に苦熱と闘ひ、長時間の作業に堪える堅忍努力は賞讃に値するものがある。……

（『支那蠶糸業大觀』九八〇ページ）

かの女たちはこの製糸技術を、先輩格の女工から學ぶのだが、これには母親がまず菓子やその他の贈り物をもって娘を女工にひきあわせ、神前に線香やろうそくを立てて師弟の契りを結ば

せる、という習慣があつた。このような契りを結んでのち、娘たち（師仔）は、はじめて、先輩の女工（師傅）についてそのしごとを手傳いながら繰り糸の技術を學ぶ。この間、兩者の關係はあくまで私的關係にとゞまり、工場との雇傭關係は生じなかつた。娘の方は工場へ手付金を支拂うだけで、工場側も賃金を支拂わないのである。こうして約三ヶ月の技術習得をへてのち、はじめて娘は工場の女工として採用される（三月ご手付金は返還）のだが、このような女工間の私的な結びつきから女工のあいだに流行するようになったのが「姑婆屋」の習慣であり、同性愛であり、結婚拒否であつた。

「姑婆屋^③」というのは、一種のムスメヤドであって、技術もすぐれ人望もある先輩格の女工を中心に、女工たちが自から組織した自治組織である。かの女たちは十餘人から二、三十人で一軒の家を借り、自炊しながら共同生活を営むのであるが、その内部の規律はすこぶるきびしく、仕事の分擔も整然としていただれひとりサボるものはいなかった。女工たちは同性として當然のことながら平等であり、先輩の技術にたいする信頼が自からなる秩序を形成していた。女工間の感情的紐帶もつよく父母には反抗する女工も「姑婆屋」の先輩にはけっして反抗することはなかったという。そこには封建的な家族とはまったく異なつた新しい世界が生まれていた。

かの女たちはグループ単位で行動し、工場からの歸りも一隊をなしてこの「姑婆屋」に歸つて來るのであるが、誰が罰金をくらつたか、誰がけがをしたか、などというニュースもこの「姑婆屋」をつうじてたちまちひろがるのが通例で、「姑婆屋」こそは「本境新聞作成の大本營」をなしていたという。むろん「姑婆屋」に屬していたのは、通勤工（六、七〇％）をのぞいたごく一部の女工であらう。

さて女工たちの技術習得の過程や「姑婆屋」の習慣のなから同性愛が育つたことは否定できないが、このような状況のなからひろがったのが、順徳の金蘭契と稱せられる同性愛^④である。

かの女たちは、しばしば愛情をもつた姉さん株の女工に、落花生や蜂蜜などを送つて愛の告白をおこなう。相手がこれを受け入れるならば、愛の告白を受入れたということであり、さもなければ、拒絶したということである。愛が受け入れられて金蘭契が成立すると、貯金のあるものはそれをはたいて友人たちを招き、あたかも結婚披露のように祝賀の宴をはる。そしてごは「夫婦」のように二人が同居して生活し、養女をえらんで財産の繼承までおこなつたという。

これがさらに發展すると結婚拒否になる。當初女工たちは、自らの自由を奪うことになる結婚を拒もうとしたのだが、この地方には未婚の處女を恥とする習慣があつて家庭の壓力がきびしいため、容易なことでは拒否を貫徹できなかった。そこでかの女たちは「不落家主義」という新しい戦術にでた。「不落家主義」というのは、結婚はするけれども、婚家には落着かない、

という意味である。すなわち嫁入りの日取りがきまると（これを廣東語で知日という）、あらかじめ結婚拒否を申しあわせていたグループの娘たち（これを廣東語で花枝羣という）を召集し、あたかも両親を失なった葬儀のように大聲をあげて哭するのである。そして嫁入りの日には、新婦をひもで固くしぼり上げ、あるいはまたズボンをびっちり縫い合わせてぬげないようにしてしまう。新婦は婚家に赴いてのちは三日間、飲まず食わず、斷乎として夫を退けて近づけない。むりに夫權を行使しようとしたばあい、女は死をもって拒み、時には双物をもって抵抗する。そして三日歸りに里に歸ると、友人たちは、ひもの位置もしくはズボンをあらためて、夫との交渉のなかつたことを確認し、新婦の方はなにごともしなかつたかのようにふたたび製糸女工としてはたらくのである。かの女たちのなかには、賃金をためて自分のかわりに、別に夫に妾をおかせるものさえもあった。しかし廣東では一度嫁入つたものは、節句には里に居てはいけないという習慣があるため、この時だけはかの女たちも、べんとうをもって一晚婚家に泊りにゆく（かの女たちはけつして婚家のものを食べない）。この際に夫の誘惑に負け、そのまま婚家の人となつてしまうものもないではなかつたが、このばあいにはどうどうたる非難を浴びて女たちから村八分にされ、ひどいばあいには刑罰^{リンチ}をうけることさえもある。このため女工たちのあいだではこの椀をやぶるものはわずか一〜二%で、きわめてまれであつたといわれている。

このような「不落家主義」は、製糸女工のあいだにはじまつて南海、順德、番禺などの地方に流行したため、摺紳先生たちを大いに悩ませた。そしてしばしば禁止の方法が講ぜられたが結局のところ禁止にはいたらなかつた。しかし雑誌『申報月刊』の傳えるところによれば、一九二〇年代の終りから一九三〇年代の始めにかけては、製糸の不況のために、女工たちが職を失ない、ようやくこの風習も下火になりつゝあつたという。

このような結婚拒否が、同性愛に發するものであつたことはみやすい道理であるが、同時に同性愛の一方に「桑間濮上」といわれる自由戀愛のあつたことにも注意する必要がある。女工たちは自からの選んだ夫との結婚をねがえばこそ、結婚を拒否したのであつて、結婚拒否は自由戀愛のための口實にすぎなかつたのである。たとえば順德の一女子（女工であつたかどうか

はあきらかでない）は戀人がありながら、父母のきめた結婚をしたが、例によって夫を拒み腕力に訴えるという段になって、夫の大聲に氣付いてみればそれは自分の戀人だったという笑うに笑えぬエピソードさ⁽⁶⁾えある。

このように結婚拒否はけっして結婚の否定ではなかった。同性愛と自由戀愛とはひとつのことがらの兩側面であつて、女工たちはそれにおいて自からの性の實現をもとめたのである。かつてこの地の女たちのうたった「情歌」の數々が示すように、かの女たちのなかには、亞熱帶の女にふさわしい燃えるような性が存在した。勞働をつうじて得た經濟的自立と封建的な家からの解放は、かの女たち自身のなかにあつたこの性をも自覺させた。だが結婚するとすればこれらのすべてを放棄せねばならぬ。封建的な家庭のなかには女の自立も對等の性もあるはずはなかつたからである。このようにかの女たちの性の自覺と、それを否定せざるをえない現實の相剋のなかから、かの女たちの同性愛は生まれた。それがいかに倒錯にみえようとも、押しつけられた性にたいする抵抗であり、家族制度からの解放をもとめてやまぬかの女たちの自由への憧れにであるものであつたことは否定できない事實である（なおこのような習慣を、この地方にもともと存在したらしいムスメヤドとの關係で論じる民族學者もある。かつての太平天國における女營⁽⁸⁾と女の共同體⁽⁹⁾とあわせて考えればさ⁽¹⁰⁾ぶる興味深い指摘である。たしかに金蘭契自體は機械製糸以前から存在したことは資料にもみえ、製糸女工に先行するなにかが存在したことは十分に豫想できることだが、この點については私自身は十分な檢證を得ていない。

注

(1) 高久 肇『最近上海に於ける勞働運動風潮』一〇五ページ。

(2) 『支那蠶絲業大觀』九七六ページ。

(3) 姑婆屋の習慣については馬景雲「廣東順德女子之生活習俗」、『申報月刊』四卷七號。

(4) 金蘭契については、老漢來稿「粵中女子之不嫁者」、『新世紀』六〇〇
『中華全國風俗志』第四冊廣東「番禺女子之不落家」「順德女子之不
金蘭契」「順德女子之不落家」および注(3)前掲論文參照。なお金
蘭契の金蘭は『易』の繫辭上「二人心を同じくすれば、其の利きこ

(5) 注(3)前掲論文。

(6) 注(4)前掲「中華風俗志」文章。

(7) 廣東の情歌については、たとえば羅香林「粵東之風」參照。近刊豫
定の拙著『中國女性史——太平天國から現代まで——』（假題）にお
いても若干ふれるところがある。

(8) 大林太良氏の講演「金蘭契について」（一九七七年五月二十四日第
五回環シナ海文化研究會）をテープによって聞かせていただくこと
ができた。

と金を斷つ。同心の言は、其の臭、蘭の如し」に出るものである。

(9) 拙稿「太平天國と婦女解放」(『東方學報』四三册)

(10) たとえば、梁紹壬『兩般秋雨盦隨筆』(道光十七年序)卷四にも「金蘭會」の記事がみえ、一種の不落家主義が存在したことがわかる。

しかしさきの關係史料によっても、清末には製糸女工を中心にしてが行なわれていたようで、製糸労働がこれを流行させる一つの契機になっていたことはうたがいない。

六 『女工哀史』の返上へ——一九二二年——

女工たちの自覺はまた當然のことながらかの女たちに奴隷労働を強いる資本家への反抗となつてあらわれざるをえない。五四前後、排日の空氣の高まるなかですでに日本の在華紡などでは、女工たちのストライキがたたかわれていたが、このような女工たちの闘争に新しい展望を開いたのが、一九二一年七月、中國共產黨の誕生であつた。中國共產黨は、第一次全國代表大會において、労働運動の組織を黨の中心工作として規定するとともに、労働組合書記部を成立させ、労働組合の組織と指導にのり出した。そして翌一九二二年五月には廣州において第一次全國労働大會を開催し、「帝國主義打倒」「軍閥打倒」のスローガンを決議するとともに八時間労働制、スト援助案などを採擇した。この大會には十二の都市と百餘の労働組合の代表が参加し、そのなかには共產黨員ばかりでなく、國民黨員やアナキストも加わつていた。

こうしたなかで中國の労働運動はさいしよの高揚期をむかえる。へ表二十二のよう一九二二年から二三年にかけてストライキの回数は一〇〇回をこえ、参加人員は人數の判明するものだけでも二十萬ちかくじつさいは三十餘萬人におよんだといふ。これらストライキのなかでは紡績工場のストライキがかなりの數を占めるのだが、そのなかではまた日本の在華紡のそれが、群をぬいて多かつた。一九一八年いらい一九二五年までの紡績工場のスト回數を、資本の國別に示せばへ表二十三のごとくである。なぜこのように日本の在華紡においてストライキが頻發したのか。その原因をなした¹⁾在華紡における勞務管理のあり方についてはすでにのべたところであるが、ここでは一九二五年二月の二月ストのさいの在華紡労働組合のビラによつてかれらの告發するところを聞こう。

表22 年度別ストライキの回数人数日数

年次	回数	人数のわかるもの	人数總計	平均人数	日数のわかるもの	日数總計	平均日数
1918	25	12回	6,455	537.92	15回	124	8.27
1919	66	26	91,520	3,520.00	52	294	5.65
1920	46	19	46,140	2,428.00	22	157	7.14
1921	49	22	108,025	4,910.23	21	155	7.38
1922	91	30	139,050	4,635.00	54	452	8.37
1923	47	17	35,835	2,107.94	21	134	6.38
1924	56	18	61,860	3,436.76	26	241	9.27
1925	183	103	403,334	3,915.86	95	505	5.32
同上五冊をふくむ	318	198	784,821	3,963.74	120	2,266	18.88

陳達「近八年來國內罷工的分析」『清華學報』3-1 p.810

表23 1918~25年ストライキ突入
紡績工場の國別統計

年度	國別				計	日本の率
	日本	中國	イギリス			
1918	3	1	1	5	60.0	
1919	7	4		11	63.6	
1920	2	3	1	6	33.0	
1921	1	1		2	50.0	
1922	4	5		9	44.4	
1923	1	1		2	50.0	
1924	2			2	100.0	
1925	38	18	5	61	62.3	
計	58	33	7	98	59.2	
比率	59.2%	33.7%	7.1%	100		

仁至「日本帝國主義經濟侵略下の中國工人」(嚮導週報168)

同興紗廠工會宣言

同胞兄弟姉妹よ！我等は日本人工場に於て勞働することは實際に苦痛である。第一、日本人は何等理由なく人を打つこと。第二、日本人は天賦の良性は毫もなく罰金を科して故なく解雇させる。第三、日本人は淫亂無禮である。女工を戯弄する。女工の伎倆が好かつたならば忽ち頭を上げて口を歪めたり手足を動かして愚弄する。もし伎倆が好くなかつたならば手足を交へて侮辱を加へる。尙ほ時に停職させる。是れ實に人をして切齒して日本人の肉を喰つても足らぬと思はせる。第四、従來は半ヶ月毎に一日分の賞與があつたが、現在は日本人は其規則を破つて半ヶ月毎に唯だ一日の休暇を與える丈で賞與は呉れない。第五、職工の敵日本人、○○と○○とは人を打ち人を罵る。我々女

工を愚弄する。大抵女工が入社する時には彼等日本人は必ず先ず頭を撫でて見る。而して足が大きくてハイカラだったならばヤット採用する。第六、従來は米價と薪炭代が安かつたから工銀が少くても濟んだが現在は何んなものでも騰貴しているのに工銀は未だ上げない。是れ最も惡みても餘りある。第七、我々は毎日工場へ食を持って往くのだが、日本人は我々を空腹の儘仕事をさせて漸く十一時半になつたら機械の運轉を止め、ヤット我々

の食事準備に取りかかるのだから、お湯なんか沸く筈がない。何時も我々は冷飯の儘を食べて病氣になる。眞に痛ましい限りでないか。第八、日本人は常に我々を奴隸だとか賤族だとか亡國奴だとか、心が合致しなくて御膳の上に散らした沙のやうで仕方がないと罵る。同胞兄弟姉妹よ。此數個條は簡單なる日本人の罪惡であつて日本人の罪惡の萬分の一も擧げてない。吾々は早くから忍ぶに忍び得なかつた。その當時に直ぐ手を廻して罷工をやらうと思つたけれ共吾々の力量の足りない爲に失敗に終り日本人は尙ほ一層我々に迫害を加へることになるかと恐れて出来る丈け忍耐して敢へて運動が出来なかつたのであるが現在には好機會である……

(以下略、句讀のほかは當時の譯文のまま) (宇高寧『支那勞働問題』六四三ページ)

このようにかれらのなかには、日本人資本家とその手先にたいするはげしいにくしみの感情が渦まいていた。女工たちにくわえられるいわれなき侮辱はそのまま自らの民族にたいする侮蔑であつた。かれらはこのような民族的侮蔑にたいする抵抗の意識をエネルギーとしながら、二月ストを闘いやがて五・三〇運動へと反帝國主義運動を發展させてゆくのであるが、ここではこの五・三〇運動にさがけて、一九二二年在華紡の日華紗廠におこつたストライキ²⁾をとりあげて、在華紡の女工たちが勞働者として自覺してゆく過程をあとづけてゆくことにしよう。

日華紗廠は、一九一七年、日本棉花・富士紡・伊藤忠の三社が共同出資して中國の工場を買収して設立したものである。當時の排日のなかで日本資本による一種の合理化が勞働者たちの反撥を招き、すでに一九一八年からしばしば勞働爭議をくりかえしていた。罰金制度に反對するストライキ、女工の居睡りをとがめられたのにたいするサボタージュなどがそれである³⁾。こうした經驗の積み重ねに立って一九二二年四月十六日、第一廠第二廠の勞働者たちは浦東紡織工會の指導のもとにストライキに突入した。第二廠のばあい三千八百餘の勞働者のうち約八〇%の三千餘が女工である。

このストライキを指導したのは浦東紡織工會で、(1)二割賃上げせよ、(2)ストによる休業期間の賃金を支拂え、(3)年一回昇給せよ、(4)團體交渉権をみとめよ、という要求を工場側に提出し、浦東警察署長の調停のもとに交渉をかさねた。この間女工た

ちは經濟的壓迫にも耐えて一糸みだれぬストをたたかいぬいた。「こんどの女工三千人のストライキは、秩序は非常に嚴肅であり、舉動も異常に文明的であつて男子のように強暴でなかつた。これは女性の優點である」と評するものがある。このストライキは結局、(1)階層別に賃上げをする、(2)スト中の損失を賠償する、(3)年一回昇給する、(4)労働者は故なくして解雇しない、工場の規則を犯したばあいは罰金を科するのみで殴つてはならない、(5)すべて端數とレートの差額は大洋によつて計算する、という條件で妥結した。會社側の回答は團體交渉権についてはふれていないが、事實上浦東紡織工會の交渉を認めたものであつてほぼ労働者の全面的勝利といえよう。女工たちは爆竹をならし「凱旋將軍」の意氣で職場にもどつた。スト期間十日。

第一回のストライキの當時、浦東紡織工會に加入していたのは男工だけであつたが、ストライキのあと女工をもふくめて全員がほぼ工會に加入することになった。こうして工場内は工會の力がゆきわたり、日本側の資料によれば「職工たちは工會の命でなければ服従せず、工頭などは威力を失ない、工會中に勢力ある下級職工が威力をふるい、職工たちは事細大となく工會の指揮を仰ぐ」というありさまであつたといふ⁽⁵⁾。女工たちはもはや帝國主義企業の奴隸ではないことをはっきり意識したのである。

五月九日、こうした雰圍氣のなかでこんどは屑糸係の女工金琴生が不正事件——おそらく糸をくすねたか、ハンクメーターをごまかしたというのであろう——によつて解雇されるという事件がおこつた。わずかなことで、あるいは無實の罪を着せられてどれだけの女工が工場を去つていったことか。工場内はふたたび燃え上つた。そしてこの解雇に抗議し、復職を要求するとともに不熟練工の出來高拂い制をも要求して一部の女工がサボタージュに入った。これに對し工場側は浦東紡織工會との關係斷絶を通告したため、第二廠は五月十九日夜から、第一廠は翌二〇日から、全面的なストライキに入った。女工たちの決意はかたく、端午の節句（舊曆であらう）が來ても誰ひとりとして賃金を受取りにゆくものもない。「労働者の精神という點からするならばストの基金もなくなんと十數日ももちこたえ……三千苦女工がこのようにできたのは大勝利」だと『婦女評論』誌は評している。これにたいし、警察側は治安警察法によつて工會代表張益章を拘留したものの間もなく釋放、排日の空氣が高まるなかで、業を煮やした工場側が總領事をつうじて上海地方廳に抗議し、再び張を拘留するという一幕もあつた。結局工

頭をつうじて交渉（この時工頭も工會會長と代表の解雇に反対）、不熟練工の賃金は今後一年半にて成績が良好ならば出來高拂いとすることをふくめた工場側の一定の讓歩をかちとつて六月五日女工たちは職場に復歸した。スト期間十七日。

第二回のストで解雇された工會の指導者は工會の無料學校を設けるなど地域活動をはじめたため、この地域の帝國主義企業は大いに恐慌を來した。このためおそらくかれらの壓力があつたのであろうが、十月三十日浦東警察はついに浦東紡織工會を治安に妨害ありとの理由で、封鎖してしまつた。工會を封鎖されることは、労働者たちがなんの組織もたぬものもくあみにもどることを意味する。そこでかれらは工會の封鎖を解くことを主たる要求として、十一月一日から全職工がストライキに入つた。このとき同時に出された他の六項目の要求のうちに「嬰兒の授乳をみとめよ」という女工たちの獨自要求が入つてゐることが注目される。のちに施少妹のばあいについてのべるように、日華紗廠の前身申茂紗廠のばあいには子供連れの出勤を默認していたけれども、日本の企業は合理化をおこなつてこれをみとめなかつた。ミルクなどは貴重品でどうてい女工の手に届かなかつた時代にあつては、これは重大な問題であつた。母乳の缺如はしばしば嬰兒の死亡につながつたからである。これに對し工場側は、工場の入口に授乳所を設置することを認めたが、労働者側はこれを拒否した。職場と離れすぎ且つ狭小で風紀上好ましくないという理由によるものである。

このストライキには同じ地區でやはり女工の多かつた英米烟も十一月二日からストに入つた。同じ工會の指導下にあつたわけであることであらう。

これに對し工場側は前二回の經驗にこりて強硬手段に出た。警察はもはやたのむに足らずとし、直接地方廳長に壓力をかけ、護軍使に工會の指導者たちの逮捕狀を出させた。こうして工會は指導者を失つた上、工場側はいつさいの調停を拒絶したため、結局一日分の加給という條件のみでスト解除の止むなきに至つた。スト期間二十五日。工會はこれによつて完全に封鎖された。

このように日華紗廠の女工たちは、一九二二年一年で三回、合計五十二日という長期のストをたたかいたのである。他の婦女團體などからの多少の援助はありはしたもの、獨自のスト基金などあるはずもなかつた。「一日休めば心亂れ、二日

休めば質屋ゆき、三日休めば賣春婦」というのが女工の生活だった時代である。五十二日というストが女工たちにとってどれだけの長い日々であったか、想像を絶するものがあつたであろう。この苦しいストをつうじて女工たちは工會がかの女たちを守るものであることを知り、工會に加入し、そして工會を擁護してたたかうことを知つたのである。それは團體交渉權をはじめて掲げた闘争であつて、要求そのものは敗北に終つたとしてもやがて来る五・三〇運動のために巨大なエネルギーをたくわえるものとなつたことはいふたがいない。

おなじ一九二二年、上海ではいまひとつの大きな女工のストライキがあつた。新聞・閩北の三十八の製糸工場にはたらく女工一萬數千人のストライキがそれである。さきの在華紡とは異なり、これら製糸工場はほとんど民族資本であつた。

製糸女工の労働がどれほどきびしいものであつたかは前にものべたとおりだが、このストライキの發端もそのようなきびしい状況のなから生まれたごくささいな事件であつた。

大來糸廠の女工が、猛暑のためコレラ狀の症狀を呈し醫者にゆかせてくれと申出たところ拒絶された⁽⁸⁾。女工たちはこれに抗議してストライキに突入し、女子工業進徳會の組織をきめたといふのであるが、このストライキのそもその原因が絲繭總公所がこの會の設立に反對したからだとの説もある⁽¹⁰⁾。

ともかくスト第一日の八月五日、女工たちはこの會の指導者、鹽城の婦人九姑娘と女工頭江北の阿大頭（いづれも江北出身であることに注意）にひきいられ、「共和世界」「男女平權」「道徳の増進」「人權の保障」などを書いて閩北の各工場に赴きストライキを煽動してまわつた。警察が出勤して鎮壓しようとしたけれども女工の數はいよいよ増加し、警察も手のつけようがなかつた。デモ隊は製糸工場の多い閩北一帶からさらに租界の虹口にゆき、ここで解散させられているが、これによって閩北の二十五工場と租界の各工場はいっせいに操業を中止した。この日九姑娘ら二人が一時拘留されている。

ストの第二日、八月六日、四十四工場一萬五千人、二萬人の女工が全面的ストに入つたため、工場は操業を中止せざるを得なかつた。小さな火種も大きく燃え上る條件はつねに存在したのである。この女工たち二萬のストを背景に、女子工業進徳會

は各工場に對し、つぎの四項目の要求を提起した。

- (1) 女子工業進徳會を承認せよ。
- (2) 労働時間を十時間に減らせ。
- (3) 工場の規則どおり二週間に一回の休暇をみとめよ。
- (4) 夏秋を問わず労働時間を勝手に延長するな。

まことにつましい要求ではあるが、ここでも團體交渉權の要求が第一項目に掲げられている。

この運動を指導した女子工業進徳會は、會長は穆志英、江蘇省の議員吳彝伯^(註)らが女工たちと連絡して發起したものとわれるが、その設立の具體的状況や思想的背景はあきらかではない。宣言や宗旨にみえる進化や進徳という言葉あるいは女權尊重という思想からすればアナキズムの系統のものであったかも知れない。しかしこの團體はストを目的として組織されたものではなく、勞資協調的な、というよりも女工の道徳の向上にかこつけて資本家の利益を擁護しようとした、表面上は少なくともきわめて反動的な團體であつたことはあきらかである。

すなわち女子工業進徳會の宣言はつぎのようである。

査するに中國の繁盛は上海を以て全國の冠となす。五方雜處し、良莠、齊しからず。而して女子の滬上^{しやんはい}に麇集^{あつ}まるものは、或いは工場生活の以^{ゆえ}に、或いは糸廠に棲身^{すまい}する以^{ゆえ}に、往往、人の爲に誘騙せられ(女子は六七歳の後、即ち^{ただ}に身、工廠に入れば、未だ從^かつて教育を受けざるに因る)、不名譽・不道徳の事(絲泥棒、繭泥棒、職場騒動、理由なきストライキ等々)を發生^{おこ}す。廠規は縦^{たて}い森嚴に屬するも惜しむらくはその恥あるを知らざるなり。其の原因を究むるに皆、女界の人、之が爲めに義理を倡明し、風俗を改良するなきに由り、乃^なわち斯^この極に至る。凡そ事は合群^{だんけつ}するに非ざれば成立する能わず、徳を進むるに非ざれば修業する能わず。鄙人は女界に身を廁^かき目撃して心傷むに緣^より是を以て同志を糾集し、女子工業進徳會を組織す

さらに、同會章程では「宗旨」として、

本會は女子の道徳を増重し、女子の習慣を改良し、日ごとに進化を尙ぶを以て宗旨となす。

といい、「會規」においては

本會の會員の凡そ絲廠に作工^{はたら}く者は、

- (一) 故なくしてストライキし、職業を妨害するを得ず。
- (二) 車間に吵鬧^{さわわ}ぎ、廠規^{きせき}を紊亂^{みだ}するを得ず。
- (三) 絲繭^{ぬいす}を偷竊^{ぬす}み、名を敗り徳を損うを得ず。
- (四) 撞^{じゆう}に帳房^{じむしょ}に進^{はい}り、事を尋^{さが}し滋擾^{しじやう}するを得ず。
- (五) 管車者^{けんばん}と争吵^{けんか}し、和氣を傷つくるを致^{いた}すを得ず。

もし以上の諸條を犯す者は、本會それをして工^{しごと}を歇^やめさせるを得、並びに其の入會會證^{とまりあ}を追繳^{おと}げ、入會を許さず。という。

これについては邵力子は「進徳はむろん結構だが、工場側の待遇を改善しないで、もっぱら労働者に進徳を責めてもおそろくむつかしからう。私の考えでは、ここにかれらの苦心があつたので、このようにすれば簡単に工場側の承認を得られると考えたのだから。」と推測している。⁽¹²⁾しかし、このような微温的な會でさえ、工場側は承認しようとはしなかつたのである。

第三日 八月七日、女工たちは女子工業進徳會の前に三々五々と集つた。が、會の側はこの女工たちを十分に組織できなかつたため、租界内の工場は午前中操業するところがあるに至つた。

第四日、八月八日、閘北の女工六七五〇人のうち三分の一強二八四三人の女工が出勤しただけでなお大勢はストを持續した。この日、工場側の要請によって警察が介入、穆志英ら六人を逮捕し、うち四人のみを翌日保釋とした。

第五日、八月九日、なおストを持續するものは八〇〇人弱にまで減つた。この日、警察は⁽¹³⁾「この戒嚴時期に女工を脅迫して

ストライキをやらせ、治安を亂したものは、法律に照らして護軍使衙門に送り銃殺だ」と脅迫した。こんなスト處罰規定はあ
るはずもなく、警察の脅迫だったのだが、このニュースはかえってストの女工たちの結束を固めさせた。女工たちは「鹽城の
穆志英が大衆のためにやって捕った。ストを解除すればかの女は銃殺されるだろう。警察が釋放するまでストを貫徹しよう」
とよびかけた。このため鹽城幫、泰興幫の女工たちはふたたびストに入った。鹽城、泰興はいうまでもなく江北の女工たちの
出身地であつて、このような同郷の組織がストの結束の手段として利用されていたことが知られるのである。

しかし結局、女工たちの力及ばずしてスト體制を解き、絲繭公所に釋放要請を出させて、十四日、穆志英らは釋放された。
ストライキそのものはこうして女工側の完敗に終つたのだが、上海工團執行委員會などが江蘇省長および工場側に強硬な抗議
を申入れたため、工場側は労働時間の短縮に同意し、八月二十四日から午前五時出勤を六時とし、午後六時半退社を五時半と
することを承認したのである。

このストライキについて、穆志英は警察の訊問で「こんどのストライキは實は會が主動したものではありませんでした。そ
の原因はある製糸工場の女工が暑さに當つて休暇をねがい出たが許されなかつたため、その工場の女工が會に來て開會を請求
し、各工場が労働時間を短縮するよう要求しようとしたからです」と答えているが、事實おそらくそのとおりであつたのだら
う。このようにストに反對する女子工業進德會が、皮肉にもストを指導せざるを得ないほど、女工たちの労働にはきびしいも
のがあり、且つそれに抗議して立上る女工たちの大衆的昂揚にもはげしいものがあつたこと、事件のおこつた一工場だけでは
なく、工場の枠をこえて製糸女工が連帶してストに立上つたこと、そして日華のばあいと同様に、團體交渉權を正面から掲げ
ていること、これらの點できわめて注目されるストである。女工たちは團結して闘争することの必要性を知つたのであり、そ
れはかの女たちが、即自的な階級から向自的な階級へと成長してゆくひとつのエポックでもあつた。もはやかの女たちは半封
建・半植民地の奴隸ではありえない。

このように女工たちをもふくめて燎原の火のようにひろがっていくストライキは軍閥政府を恐慌させた。そしてついに軍閥

政府は京漢線の労働者の大ストライキに血の弾壓をおこなって労働運動の昂揚をくいとめようとしたのである。二七惨案とよばれるこの血の弾壓によって組合は非合法化され、労働運動は一時退潮をよぎなくされたが、労働者たちはやがて来る國共合作と北伐戦争のなかで、ふたたびストライキに立上る。

内外綿の闘争が、五・三〇運動の突破口を開いたのは周知の事實であるが、日華の女工たちもこの時にはふたたびストに立上った。在華紡の労働者たちは、このとき上海總工會に結集した二十數萬の労働者とともに反帝國主義運動に加わり、八月下旬までストライキをたたかいぬいたのである。製糸女工の方は、日本の生糸との對抗上、五・三〇のストライキには加わらなかったが、翌一九二六年には、資本家の犬となりはてた穆志英の罷免を要求し、かの女の居宅を襲撃して警官隊とのあいだに市街戦を演ずるに至っている⁽⁵⁾。

一九二二年のストは、やがて来るこの嵐の到來を準備するものにほかならなかったのである。

注

(1) 五四運動に際しては、六月三日いご三罷闘争が展開されるなかで在華紡の労働者たちもストに突入した。『時報』一九一九年六月十三日の傳えるところによれば、政府が學生を釋放し、陸宗輿、曹汝霖、章宗祥を罷免して開市の指令が出されてのちも内外綿、日華、上海の在華紡の労働者たちは職場に復歸することを希望せず、根本的な抵抗をやろうと決意していることを傳えるとともに内外綿の労働者郭靜圪が、山東問題の解決まで職場復歸しないためには、生計の必要上これら労働者を他の工場に斡旋するよう紗業公會に訴えた手紙を掲載している。

(2) 日華紗廠のストライキについては、宇高寧『支那労働問題』五三九ページ〜五五〇ページ、および朱枕薪「一九二二年的中國婦女勞動運動」(『婦女評論』増刊一九二三年五月一日)および『女性問題研究論集』所收)による。なおこの時期は、京大附屬圖書館藏『時報』も缺號になっていて残念ながら新聞によって確認することはできなかった。

(3)

一九二三年以前のストとその原因を列挙すれば左のごとくである。
一九一九年二月八日〜十五日、ハンクによる賃金支拂いに反対。
一九一九年六月五〜十一日、五・四運動にさいしては日華紗廠も六月九日いご全面ストに突入したが、このとき、日本人が毒を工場茶のなかに入れたというデマが、労働者の不安をかきたてこれを契機としてストに突入している。

一九一九年一〇月二四日〜二八日、賃上げ要求。

一九二〇年一月三十一日〜二月八日、賞與の要求。

一九二〇年八月一日、罰金規定の制定に反対。

一九二二年三月一七日、日本人監督の虐待と罰金制度に反対。

同年同月二十二日、女工の居眠りをとがめられたのに對しサボタージュ。

(4) 注(2)朱枕薪前掲論文。宇高寧前掲書にも同様の文章がある。

(5) 注(2)宇高寧前掲書五四三〜ページ。

(6) 『婦女評論』四四期、一週間的婦女消息「浦東女工罷工底結局」

- (7) 注(2) 朱枕薪前掲論文によれば、浦東陸家嘴の英米烟草公司の女工二千餘人が賃上げを要求してストライキに突入、二十日には數百人の女工が英米烟草公司の中國人經理汪徽舟の家をおそい、汪宅のガラス窓を破壊するなどの行動があった。二十五日職場復歸。
- (8) 新聞・開北の製糸工場のストライキについては、注(2) 朱枕薪前掲論文および邵力子「上海絲廠女工記」(1) (2)「婦女評論」五三、五四期)による。
- (9) 注(2) 朱枕薪前掲論文中的女子工業進徳會通告。
- (10) 注(8) 邵力子前掲論文によれば、女工工業進徳會の發起人劉鴻道は某通信社の記者に對し「今回のストライキの唯一の原因は絲繭總公所が本會に反對したことによるものだ」と語ったという。
- (11) 女子工業進徳會の發起人および賛成人は左のごとくである。
發起人
吳翠英、劉鴻英、王小紅、沈秀貞、王秀英、徐阿榮、陳鳳珠、王阿富、穆志英、劉屏、張桂英、劉鴻道、吳文君、洪翠英、趙蘭英、王秀琳、高桂英、白素英、常才英、湯阿五、湯阿四、曹緒林、朱貴英、曹彩英、徐三妹
賛成人
張天一、陳寶元、劉少青、凌石渠、吳彝伯、仇子蘭、吳小餘、倪崇章、朱雪門、曹連熙、袁海山、查本齊、馬蔭亭、陳一東、張重衡、陳芝。
- (12) 注(8) 邵力子前掲論文。
- (13) 同右。
- (14) 注(2) 朱枕薪前掲論文。
- (15) 製糸女工の勞働運動のそのごについて『支那蠶絲業大觀』(三〇三ページ)などによりつつかんたんにのべておこう。
- 「一九二三年」前年のストで勞働時間の短縮は實現したものの工場側はこれを守らないため七月第二回のストが行なわれたが、十分女工を結集できぬままに終った。
- 「一九二四年」六月、賃上げを要求して虹口の十四廠を中心にとストがおこり、その他の地方に波及、若干の賃上げで解決。これを契機に製糸家と女工の意志疎通と稱し、糸廠女工會議所が設立される。
- 「一九二五年」五・三〇事件では日本の生糸と對抗するためということで民族資本の多い製糸業界はほとんどストにはいらなかった。
- 「一九二六年」六月、虹口ついで開北にストがおこったが、この時穆志英は糸廠女工會の會長として完全に買収されていたため、ストを調停して製糸家に有利なように解決しようとした。激昂した女工は日給より控除される女工會の會費の即時拂戻しを要求してストライキに突入、ロックアウトした工場を襲撃して一萬元の損失を與えた。さらに警察の彈壓にたいしては糞尿をもって抵抗、警察の發砲によつて二名の死者を出すに至った。穆志英は逃亡。女工の一部はかの女の居宅を襲撃し、スト體制を強化して、穆志英の罷免、賃上げを要求、この一部が認められ、ストを解いた。
- 「一九二七年」北伐軍の進撃のもとで總工會の指導のもとゼネストがおこなわれ、上海起義のなかでは勞働者が工場をのつたり、あるいは總工會が、勞働者の高揚を背景に製糸家と交渉した。こうしたなかで四・一二クーデタがおこったが、この反革命クーデタのあともなお賃上げを要求してストがおこっている。

七 施少妹のばあい

このようなストライキの日々を女工たちはいったい何を考えながら生きていたのであろう。幸いなことにここに女工施少妹^①の回憶『母子闘革命』（少年兒童出版社 一九六一）がある。五・四運動にしても、五・三〇運動にしても、女工自身の側からする證言がほとんどないという状況のもとにあつてこれはきわめて貴重な記録である。ひとりの女工の目をとおしてこの時代の女工生活とストライキをふりかえってみることにしよう。

施少妹が父親に手をひかれて申茂紗廠（民族資本）の門をくぐつたのは十歳のころ、あたかも義和團運動がおこつた年のことであつた。家は上海で十三代つゞいた天主教徒の家、父もまたおなじ申茂紗廠の労働者であつた。かの女はこう回憶する。

わたしは結局こどもでした。日勤はまだしも夜勤は駄目でした。しごと中に居眠りをするとナンバーワンにつねられ、できた糸を取上げられるのです。賃金がもらえないのはむろんのこと、長い爪でまぶたをひっかけ、血がしたりあちこちとびちつてもあやまることを許してくれはしませんでした。わたしはしょっちゅう居眠りをして糸を取り上げられお金をもらえませんでした。當時、搖紗いくらについて賃金がいくらときまっていました。工場へ来て童工となつたものはどの家でも金をもつてかえるのを待つようにして米を買いごはんを炊くのです。だからなぐられることよりも糸を取り上げられることの方がおそろしかったのです。童工のつらさをいえば、いま思ひおこしても涙がこぼれます。名は童工であつても大人とおなじしごとをし賃金はかえつて少いものが多いのです。……（前掲書五ページ）

このような工場生活をつゞけながら、十八歳のときかの女は結婚し才良という男兒にめぐまれる。だが出産ご十日目には生まれたばかりの赤ん坊をかかえてもう職場にもどらなければならなかつた。むろん赤ん坊をあづける保育所などあろうはずもなく、監督にみつからないように、職場の片すみの麻袋をつんだ物置きに才良をかくすのだった。

二、三歳になると才良はヨチヨチ歩いて母親のもとにやって来て女工たちのアイドルとなった。だが子供ながらに監督にみつかるとの恐れ、監督の足音がするとあわてて物置きにもどり、麻袋をかぶってかくれるのだった。

第一次世界大戦のころになると、この工場は輸入糸に押されて倒産し、日本人の手にわたった。あの日華紗廠に買収されたのである。日本人は子連れの出勤を認めず、才良はもう母親について工場にやって来られなくなった。

母親を奪われた才良は日本人をうらんだ。路ばたで日本人にあおうものなら、小さな拳をにぎって日本人をやっつけるまねをするのである。「そんなことしたらひどい目に會うよ」施少妹はいつも小さな息子をたしなめるのだった。

一九二二年四月のある日、なんの前ぶれもなくあのストライキがはじまった。

「わたしがしごとしていると、とつぜん職場の女工たちが潮のように出て来て機械をほうり出してしまいました。これを見ていったいなにごとがおこったのか、わたしもいっしょに見にいこうと友だちの文娟といっしょに外へ出ました。このとき女工たちがどっとおしよせいっしょにいた文娟とわたしははなればなれになってしまいました。わたしはひとりぼっちで人の流れにおしだされて外へ出ていったものの、何があったのやら結局さっぱりわかりませんでした。こんなことは先月にもありました。労働者たちは腹が立って搗班（たまり）をすると、機械をほうり出して外へ出てゆくのです。そのころわたしはしごとをしかせぐことを知っているだけで何ひとつわかってはいませんが、労働者は兄弟なのだからということで、ストがあればみんなのゆくところどこへでもついていったものでした。（前掲書一一ページ）

このように、かの女はストのことは何ひとつわからぬまま、てん足の足の痛みをがまんし、ただただみんなにくっついていったのだが、そのうちにかの女はいつか中国人労働者たちが山本という日本人の工頭をやった時の痛快な記憶をよみがえらせていた。ストはどうやらそれと関係がありそうだ。

このときの女は友人から先月のストライキが日本人の資本家に賃上げを要求したものであったこと、十日間のストライキで賃上げを獲得したもののこんどはストを指導した浦東紡織工會が、日本人の買収した軍閥の軍隊によって封鎖されてしまっ

たこと、こんどのストはそれに反対するものであることを教えてもらうのである（この回憶はさきの日華のストの事實からすれば、大筋は正しいものの、ストの月には記憶ちがいがあつた。第二回目のストであるとすればこれは四月でなく五月の誤りである。また、浦東紡織工會の閉鎖に反対したのは第三回目のストであつて、第二回目のストと第三回目のストが重なりあつて記憶されているようである）。このストライキのとき、上海の學生たちが労働者支援に立上り工場の門のところまで「日本鬼子を打倒せよ」「工會を擁護せよ」とよびかけて工場側と小ぜりあいを演じた。かの女の息子才良は貧乏ではあつたが、天主教の關係で學校にゆく機會にめぐまれたのだが、かれもまたこの學生のなかにはいつてけがをしてかえつていた。かの女は十四歳の才良から、お母さんたちのストは正しかったのだと教えられる。

こんなストのある日、スト支援の學生たちの手をつうじてストの救済金⁽²⁾二元が分配された。まさに旱天の慈雨である。こんなことは今までにないことだつた。いったい誰がかの女たちにこんな救済金をおくつてくれたのだろうかといふかつていたとき、才良がまた教えてくれた。「この金はソ連の労働者たちが上海の労働者にカンパしてくれたのだよ。」

だがかの女が「ソ連」という言葉を耳にするのははじめてだつた。「ソ連の労働者ていったい誰なの」と才良に聞いてかの女ははじめてロシア革命と、それによって生み出されたまったく新しい形態の國家が存在することを知つた。そこでは「資本家・大地主・皇帝が打倒され、自分たちで自分たちを管理している！」

ロシア革命の一發の砲聲は五年の歳月を経てはじめて中國の女工の耳に届いたのである。

かの女はまたこのあと、中國共産黨と中國労働組合書記部を知つた。ロシア革命のこと、レーニンのことを語り、こんどのストの意義をかみくだいて女工たちに教えてストを援助してくれた陳同志をつうじてである。

こうしてかの女は五十二日の長期ストをたたかいたが、ロシア革命と中國共産黨のことを知つた。「日本鬼子」のむちに日々さらされながら労働してきた女工たちは、そのことの意味をしっかりと受けとめた。

だが救済金の方はなかなか女工たちの手にわたらなかつた。會社側がストを破壊するためにゴロツキを雇つてこれを横取り

させていたからである。かの女は自から志願してこの救済金の公正な分配に奔走したのだが、こんなある日、かの女は金齒に黒ぶち眼鏡の男の訪問をうける。浦東に名を賣ったゴロツキ潘東林がストライキ破壊のためによこした人物である。かの女は労働者の支持をうけつつ潘東林の公館で、潘と日本人大班に會い、スト解除のための条件を提示して堂堂と對等にわたり合う。そして三條件⁽³⁾の獲得のち職場に復歸するのだが、こんどは拿摩温^{ナムペイワン}にならぬかとすすめられ、それを斷ると買収のための賄賂をとどけられる。このようななかを、かの女は陳同志の指導を受けながら闘争をつづけ、一九二四年ついに中國共產黨に入黨した。同じ年、日華紗廠を解雇される。いごかの女は楊之華（瞿秋白の妻）らとともに夜學をやり、ひそかに女工たちを組織しながら五・三〇のあの流血の日を迎えたのである。一九二六—七年上海の三度にわたる起義にも參加した。

一九二二年日華紗廠のストライキがはじまったときには、労働者同志は兄弟だというほか、なにがなんやらさっぱりわからなかった一人の女工は、負うた子に教えられながら、ロシア革命と中國共產黨を知り一人の共產黨員としてりっぴに成長したのである。

一九二八年、息子の才良は革命の犠牲になった。

注

(1) 施少妹は本名吳銀弟、解放前上海市紗廠工會の副主席、中國人民政治協商會議上海市委員會の委員、一九五四年上海市人民代表、中華

全國婦女聯合會執行委員などを擔任した。『母子闘革命』はかの女の口述にしたがって、代瑋庄辛が記録し、整理して兒童むけの物語りにしたものである。

(2) ストの救済金はこのほか平民女學、女界聯合會が街頭でカンパを集めたものもあったが、これらはわずか一千元餘しか集まらなかった

という（『婦女評論』四四期、一週間的婦女消息（浦東女工罷工底結局）。

(3) この三條件は(1)一割賃上げ、(2)いご労働者をぶったり罵ったりせぬこと、(3)爆竹をならして職場復歸すること、である。この三條件のなかには工會の封鎖を解くことという條件が入っていないところからすれば、第三回の要求でないことはあきらかか、おそらく第一、二回のストの要求がこのようにやや内容を異にして記憶されていたのであろう。

むすび

さてこのように、中國の女工たちはかつて半封建社會の地主制と宗族制のもとでもっとも差別された存在としてあったがゆえに半植民地の労働者としての性格をもっとも強烈に刻印づけられなければならなかった。かの女たちこそ、半封建・半植民地の矛盾の最底邊におかれていたといってもよいであろう。かの女たちはつねに生きるか死ぬか、というところに追いつめられていた。そのぎりぎりの状況のもとでは、人間として生きること自體が、資本家と闘争し、ナムバーワンと闘争することなしにはありえなかった。

かの女たちは「男女平等」などということをつけつけて華々しく叫んだわけではなかったが（女子工業進徳會が男女平權というスローガンを叫んだのは、労働運動としてはむしろ異例のことであった）それにもかかわらず、そのような闘争が、女工たちの労働と經濟的自立に裏付けられた、人間としての尊嚴の自覺の過程であり、婦人解放の實踐であったことはなんびとも否定しえないであろう。その闘争のなかで女工たちは、自からを奴隸たらしめているものへの憎惡を燃え上らせ、工會に結集してみずからを階級として結集することを學んだ。そこでは男工と女工は性の差異を越えて連帯したのである。それはブルジョワ的個人とは異なった、新しい婦人像の出現であり、新しい婦人解放の實踐であった。しかも運動は何萬の女工たちをいやおうなくその渦にまきこんでいったのであって、その數的なひろがりにもわれわれは注目しなければならぬ。

第二にかつて五・四運動の青年たちは家からの解放を叫び、家の最底邊にあるものとして婦人の解放を突出させたけれども、これを女工たちの運動との對比においてみると、その限界性が明確に浮び上ってくるのである。まず數的な限界。五・四のなかでこのような青年たちの問題提起を受けとめたのは學生を中心としたごく少數の女性たちであつて、その理論はどうてい二億の中國婦人のおかれた現實に基礎をもつものとはいえなかった。たとえばかれらの提唱した職業の自立。これは婦人解

放の一階梯としてたえず問題にされたところのものが、その職業とは特殊技能をもつものとしての専門家の育成であつて、肉體労働をともなう女工などというのはほとんど視野のなかに入っていないかつた。職業の自立という問題提起はたしかにそれ自體意味のあることではあつたが、普通教育すらもほとんどおこなわれていないという當時の状況のもとで、専門家として技能教育を受けられるものがどれだけあつたのかを考えるならば、きわめて少數のエリートに限られた空想的なもの、といわざるを得ないであらう。あるいはまた兒童公育の問題。これは兒童を公的施設に移して家族制度の悪影響から兒童を保護するとともに、婦人を解放する一手段にしようとするものである。この兒童公育論は、しばしば家の解體までを展望したもので、天皇制下の日本ではとうてい想像もしえなかつた無家庭狀況をも設定することによって、家族制度にたいするもつともラジカルな批判の視點を確立しえたと思われるのだが、この兒童公育論にも施少妹のように日々子連れで働かなければならなかつた女工たちの苦惱はほとんど反映されてはいない。このように、婦人労働者の視點からするとき五・四運動の婦人解放論の問題點がてらし出されるわけだが、それはまた婦人解放の理論、もしくは路線にかかわる問題としてある。五・四運動時期の胡適と李大釗に代表される二つの路線を、婦人労働者の運動への連続と斷絶という觀點から整理することも可能であつて、——農民運動についてもおなじである——婦人労働者の運動の研究は、五・四運動の婦人解放論を評價する上での缺くべからざる作業であると思われる。

第三に紡績・製糸などのばあい、女工は全職工の四〇〜九九%の多數を占めて、その労働者としての意識の程度は、労働運動の發展を左右する重要な要素をなしていたことはいうまでもない。したがつてやがて五・三〇の反帝國主義運動において爆發するようなエネルギーの蓄積を女工たちにおいてみておくことはそれ自體として必要なことである。だがそれと同時に注目しなければならぬのは、女工が男工にたいして、つねに臨時工的な存在としてあつたことである。鄧中夏は『中國職工運動簡史』のなかで「女工と童工の自覺と戰鬥性とはむろん成年男工に及ばなかつた」（同書三四ページ）と評しているが、この女工と男工との意識の落差は當然のことながら、資本によって巧妙に利用された。そもそも二月ストは、反抗的な男工を解雇

し、意識の低い女工もしくは養成工をもって代替せしめようとした内外綿の勞務對策に端を發するものであった。このように女工はつねに臨時工的存在として男工の低賃金を保證し——二七六ページでのべたように二重の意味で——、男工の反抗を抑壓するものとして利用されたのである。だが男工たちは、資本の側からする差別と分斷にたいしてけつして屈しはしなかった。女工にたいする日本人の侮辱が男工の抵抗を招きしばストライキに發展したように、半植民地の男工たちは、女工の側に立って資本と闘い、女工たちも亦た男工に連帯して立上ったのである。この女工たちの反亂は、資本から勞資の矛盾を轉嫁する場所を奪うものであり、半植民地における勞働者支配の構造を最底邊からゆるがすものとしてあったことが知られるであろう。

第四に日本の中國にたいする帝國主義的な支配のなかで、資本がこのように半植民地の勞働者を支配しえたことが帝國主義國の側の勞働者にとって何を意味したのか、とりわけ日本の女工にとって何を意味したのかということである。たとえば日本の工場法改正によって深夜勞働の廢止がきまると、それがたちまち中國の女工に轉嫁される構造にあったことはすでにも述べた。たしかに兩國の女工が時におなじ日本の資本家の搾取と勞務管理のもとでおなじ『女工哀史』を共有したのは事實であるにしても、そこにはたんにそれだけにとどまらぬ問題がはらまれているように思われる。つまり日本の半植民地的支配の下で中國の女工たちはより劣悪な勞働條件を課せられて、中國の男工にたいしてそうであったと同様に、日本の女工にたいしても臨時工の位置に立っていたのであって、おそらくそのことが日本の女工たちの勞働條件をも規定する要因としてはたらいいてたと想像されるのである。むろんこの間にはいくつもの媒介項が必要であり、より全般的な考察が必要とされるであろうが、これにこたえるべき日本女性史についてわたしの知識はあまりにも乏しい。中國の女工とは、畢竟日本の女工にとって何であり、その反亂は何をいみしたのか。たんなる外國の女性史という關係をこえた、日本女性史にとっての中國女性史という課題がそこにある。このことは日中關係史研究のなかでいずれわれわれが果さねばならぬ課題として今は提起しておくにとどめた。

〔附記〕

この稿を書き終えてまもなく、私は訪中し、幸いにも十月二十七日、上海の國棉二廠を訪問することができた。國棉二廠はかつての内外棉の五、七、八、十二廠であり、五・三〇運動のとき、顧正紅烈士が殺された場所である。私はここで顧正紅烈士の記念館を參觀し、かつての『女工哀史』をしのばせる便所札や包身工の契約書などをみせていただくとともに数人の女工さんたちから話を聞くことができた。十二歳のときからこの工場で働いたという魯三妹さんが「顧正紅が殺されるのをわたしはこの眼で見た」と語られた、そのほげしい言葉は、今も私の耳にのこっている。この時にうかがった話についてはいずれ稿を改めて書きたいと思う。

またこの訪中のさい、北京大學の陳慶華先生から夏衍の『包身工』（一九五九 工人出版社）をいただいた。この本はかれが實際の調査と見聞にもとづいて書いたルポルターージュ「包身工」とそれに關連した文章を収めたものである。文學者らしい鋭い觀察と多くの資料がふくまれていることを付記するとともに感謝の意を表したい。

（一九七七年十一月一日）